

平成29年6月の主な動き、取組

1 雇用失業情勢への対応（平成29年4月内容）

有効求人数	39,452人	対前年同月比 11.5%増(32か月連続の増加)
有効求職者数	34,821人	対前年同月比 5.5%減(84か月連続の減少)
有効求人倍率	1.15倍	対前月比 0.03ポイント増

- ・ 各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・ 積極的な正社員求人開拓の実施
- ・ 若者、女性、障害者、高年齢者の就職実現

2 新規高等学校卒業予定者に係る求人受付開始

6月1日（木）から高卒求人の受付を開始する。
高等学校への求人票の提示は7月1日（土）から解禁。

3 鹿児島労働局労働災害防止対策（緊急かごっまゼロ災運動）」を実施

鹿児島労働局では、急増する労働災害に歯止めをかけ、減少に転じさせるため、緊急かつ重点的な取組として、本年5月25日から12月31日までを「鹿児島労働局労働災害防止対策（緊急かごっまゼロ災運動）」期間に定め、鹿児島労働局と県内の5つの労働基準監督署が本運動に取り組むことはもとより、広く県下の事業者及び労働者並びに関係機関及び関係団体等に働きかけ、より一層の労働災害防止対策の強化を従来以上に図ることとする。

4 平成29年度全国安全週間（7月1日～7日）に係る説明会を実施

全国安全週間の準備月間（6月）に県内39会場で全国安全説明会を開催する。

5 梅雨時期の土砂崩壊等による労働災害の防止の取組

国及び県の発注機関並びに建設業関係団体に対し、梅雨時期における建設現場の土砂崩壊等による労働災害の防止対策を要請する。

また、作業を開始する前や降雨後の作業再開時に、作業個所の事前点検や避難措置等の各種対策を講じるよう、関係団体を通じた周知啓発や指導を実施する。

6 職場の熱中症予防対策の取組

夏に向けて高温多湿場所の職場環境の改善や水分・塩分の摂取等熱中症予防対策の周知啓発・指導を実施する。

7 労働保険の年度更新申告受付の実施

県内28会場で、労働保険の年度更新申告の受付を実施する。

4月の有効求人倍率は1.15倍で、前月を0.03ポイント 上回り統計開始以来過去最高となる

鹿児島県の4月の有効求人倍率(季節調整値)は1.15倍となり、前月を0.03ポイント上回りました。

新規求人倍率(同)は1.79倍となり、前月を0.17ポイント上回りました。

正社員有効求人倍率(原数値)は0.73倍となり、前年同月(0.59倍)を0.14ポイント上回りました。

新規求人数(同)は前年同月に比べ、7.4%増と9か月連続で増加しました。

産業別では、前年同月に比べ、建設業(28.7%増)は19か月連続の増加、製造業(4.9%増)は6か月連続の増加、運輸業、郵便業(5.6%減)は4か月ぶりの減少、卸売業、小売業(19.5%増)は9か月連続の増加、宿泊業、飲食サービス業(38.0%増)は2か月連続の増加、医療、福祉(5.1%増)は18か月連続の増加、他のサービス業(13.0%増)は5か月連続の増加となりました。

新規求職者数(同)は前年同月に比べ5.4%減と3か月連続の減少となりました。

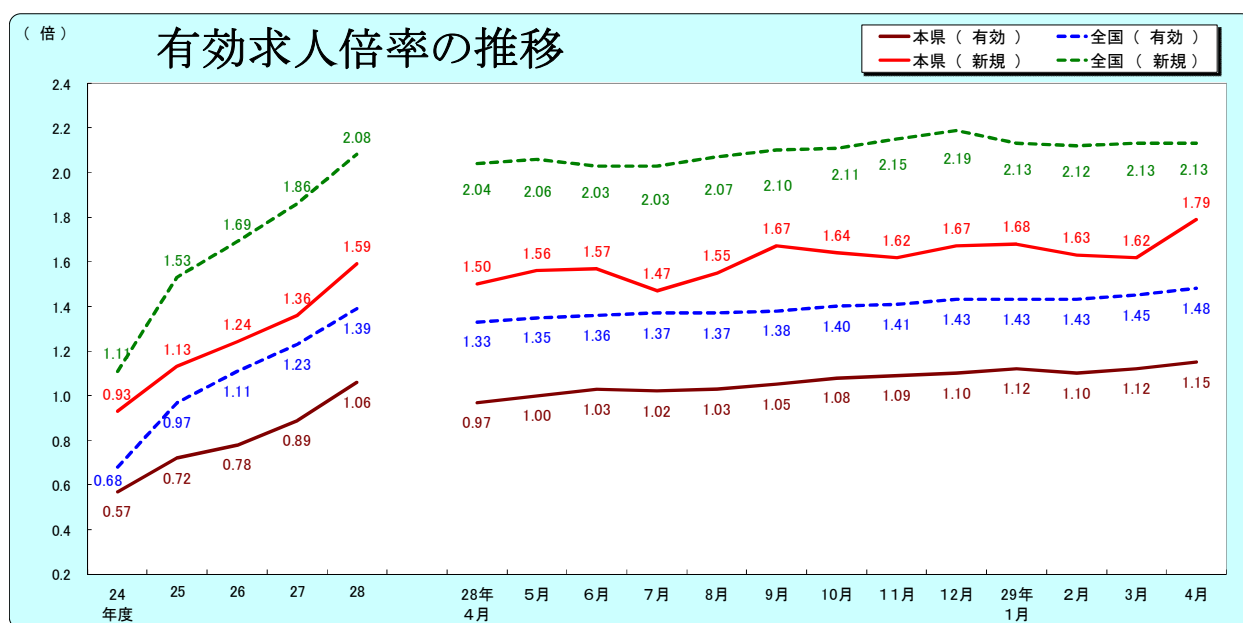
新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(2.8%減)は2か月ぶりの減少、離職求職者(6.1%減)は8か月連続の減少、無業求職者(2.8%減)は3か月連続の減少となりました。

離職求職者の内訳では、事業主都合離職者(10.6%減)は17か月連続の減少、自己都合離職者(3.3%減)は3か月連続の減少となりました。

政府の4月の月例経済報告では、企業収益が前月の「緩やかに改善し」から「改善し」に上方修正され、他の項目は据え置かれました。景気の基調判断は、「景気は、一部に改善の遅れもみられるが、緩やかな回復基調が続いている」と、据え置かれました。また、雇用情勢も「改善している」と据え置かれました。

鹿児島県の雇用情勢は、有効求人倍率(季節調整値)が12か月連続で1倍台となり、有効求人数(原数値)が、32か月連続で前年同月を上回り、4月としては統計開始以来、過去最高となるなど、全体としては企業の採用意欲は高く、依然として改善傾向にあるものの、産業により求人の増減にばらつきがみられることから、今後の求人・求職の動きには注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・障害者・高齢者の就業実現、地域の実情を踏まえた公共職業訓練や求職者支援訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による就労・生活支援対策に積極的に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。

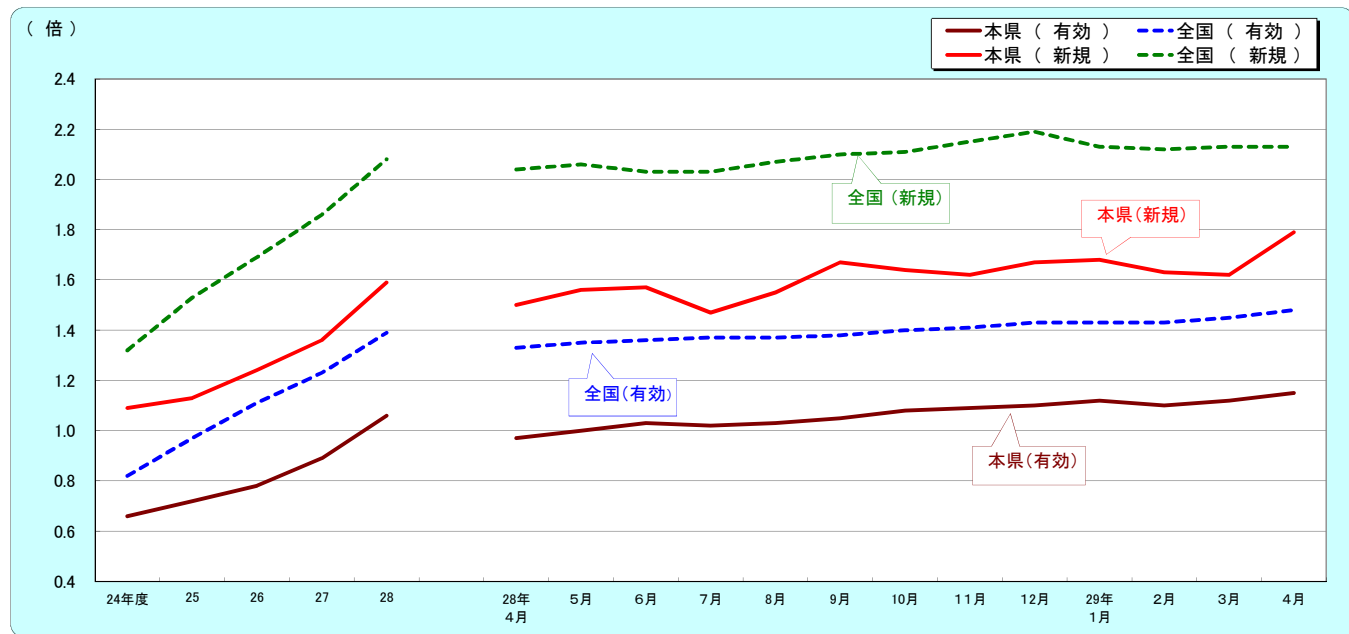


最近の雇用失業情勢 (平成29年4月分)

概況

- ・鹿児島県の4月の有効求人倍率(季節調整値)は1.15倍となり、前月を0.03ポイント上回った。
なお、全国の4月の有効求人倍率(季節調整値)は1.48倍となり、前月を0.03ポイント上回った。

1. 求人倍率の推移(パートを含む、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



		24年度	25	26	27	28	28年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	29年1月	2月	3月	4月
有効求人倍率	本県	0.66	0.72	0.78	0.89	1.06	0.97	1.00	1.03	1.02	1.03	1.05	1.08	1.09	1.10	1.12	1.10	1.12	1.15
	全国	0.82	0.97	1.11	1.23	1.39	1.33	1.35	1.36	1.37	1.37	1.38	1.40	1.41	1.43	1.43	1.43	1.45	1.48
新規求人倍率	本県	1.09	1.13	1.24	1.36	1.59	1.50	1.56	1.57	1.47	1.55	1.67	1.64	1.62	1.67	1.68	1.63	1.62	1.79
	全国	1.32	1.53	1.69	1.86	2.08	2.04	2.06	2.03	2.03	2.07	2.10	2.11	2.15	2.19	2.13	2.12	2.13	2.13

*28年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

2. 求人の動き(パートを含む、原数値)

4月の新規求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ14.3%増と9ヶ月連続の増加となった。

4月の新規求人数(同)を産業別に前年同月比でみると、【建設業】(28.7%増)は19ヶ月連続の増加、【製造業】(4.9%増)は6ヶ月連続の増加、【運輸業、郵便業】(5.6%減)は4ヶ月ぶりの減少、【卸売業、小売業】(19.5%増)は9ヶ月連続の増加、【宿泊業、飲食サービス業】(38.0%増)は2ヶ月連続の増加、【医療、福祉】(5.1%増)は18ヶ月連続の増加、【サービス業】(13.0%増)は5ヶ月連続の増加となった。

4月の有効求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ11.5%増と32ヶ月連続の増加となった。

()内前年同月比(%)

	平成28年度 (月平均)		平成29年							
新産業分類			1月		2月		3月		4月	
新規求人数	13,305	(8.7)	15,138	(16.0)	15,426	(9.7)	14,760	(8.7)	14,295	(14.3)
D 建設業	1,026	(22.4)	1,125	(22.5)	1,039	(24.9)	1,038	(15.6)	1,238	(28.7)
E 製造業	1,221	(8.3)	1,422	(10.5)	1,264	(18.1)	1,344	(8.6)	1,284	(4.9)
H 運輸業、郵便業	599	(14.9)	554	(7.8)	768	(32.6)	706	(41.2)	506	(▲5.6)
I 卸売業、小売業	2,205	(7.9)	2,575	(18.4)	2,560	(2.4)	2,127	(0.1)	2,294	(19.5)
M 宿泊業、飲食サービス業	1,142	(13.7)	1,343	(29.9)	1,116	(▲16.5)	1,341	(16.7)	1,608	(38.0)
P 医療、福祉	3,583	(12.7)	4,045	(13.5)	4,115	(11.0)	4,151	(9.9)	3,432	(5.1)
R サービス業(他に分類されないもの)	1,446	(▲8.9)	1,682	(21.9)	1,730	(21.8)	1,655	(9.6)	1,554	(13.0)
有効求人数	35,974	(11.6)	37,237	(16.1)	39,512	(13.1)	41,636	(13.1)	39,452	(11.5)

3. 求職の動き(パートを含む、原数値。但し、※「うち34歳以下」と、※(新規常用求職者態様別内訳)は臨時・季節を除く常用。)

4月の新規求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ5.4%減と3ヶ月連続の減少となった。

新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(2.8%減)は2ヶ月ぶりの減少となった。

また、離職求職者(6.1%減)は8ヶ月連続の減少、無業求職者(2.8%減)は3ヶ月連続の減少となった。

離職求職者の内訳をみると、事業主都合離職者(10.6%減)は17ヶ月連続の減少となった。

自己都合離職者(3.3%減)は3ヶ月連続の減少となった。

4月の受給資格決定件数(1.7%増)は5ヶ月ぶりの増加となった。

また、受給者実人員(9.6%減)は49ヶ月連続の減少となった。

4月の有効求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ5.5%減と84ヶ月連続の減少となった。

() 内前年同月比(%)

	平成28年度 (月平均)		平成29年							
			1月		2月		3月		4月	
新規求職者数	8,355	(▲ 7.1)	9,165	(2.8)	8,695	(▲ 8.7)	9,245	(▲ 4.7)	10,683	(▲ 5.4)
44歳以下	4,880	(▲ 9.0)	5,357	(1.7)	4,932	(▲ 12.2)	5,316	(▲ 8.4)	5,676	(▲ 6.6)
※うち34歳以下	3,056	(▲ 10.0)	3,326	(▲ 0.5)	2,936	(▲ 15.0)	3,286	(▲ 11.6)	3,622	(▲ 8.4)
45歳以上	3,475	(▲ 4.3)	3,808	(4.4)	3,763	(▲ 3.7)	3,929	(0.8)	5,007	(▲ 3.8)
うち55歳以上	2,003	(▲ 3.5)	2,133	(3.2)	2,136	(▲ 3.5)	2,272	(2.4)	3,319	(▲ 3.8)
雇用保険受給資格決定件数	2,099	(▲ 7.5)	2,001	(▲ 2.1)	1,876	(▲ 2.3)	1,892	(▲ 9.0)	3,549	(1.7)
有効求職者数	33,910	(▲ 6.1)	31,254	(▲ 3.1)	32,998	(▲ 3.6)	34,821	(▲ 3.8)	35,603	(▲ 5.5)
44歳以下	18,210	(▲ 7.5)	16,860	(▲ 3.7)	17,708	(▲ 5.1)	18,572	(▲ 6.5)	18,564	(▲ 7.6)
※うち34歳以下	11,317	(▲ 7.8)	10,426	(▲ 4.2)	10,832	(▲ 5.9)	11,414	(▲ 7.4)	11,550	(▲ 8.6)
45歳以上	15,700	(▲ 4.4)	14,394	(▲ 2.3)	15,290	(▲ 1.9)	16,249	(▲ 0.5)	17,039	(▲ 3.1)
うち55歳以上	9,647	(▲ 3.4)	8,740	(▲ 2.0)	9,214	(▲ 1.6)	9,840	(▲ 0.2)	10,810	(▲ 2.2)
雇用保険受給者実人員	6,632	(▲ 9.7)	6,025	(▲ 11.0)	5,904	(▲ 11.2)	5,830	(▲ 9.1)	5,633	(▲ 9.6)

※(新規常用求職者態様別内訳)

() 内前年同月比(%)

	平成28年度 (月平均)		平成29年							
			1月		2月		3月		4月	
新規常用求職者	8,270	(▲ 7.2)	9,098	(3.0)	8,637	(▲ 8.6)	9,190	(▲ 4.6)	10,640	(▲ 5.2)
在職求職者	2,237	(▲ 4.7)	2,816	(7.1)	3,110	(▲ 3.7)	2,981	(1.1)	1,964	(▲ 2.8)
離職求職者	5,040	(▲ 7.8)	5,281	(▲ 0.2)	4,506	(▲ 12.4)	4,987	(▲ 6.9)	7,485	(▲ 6.1)
うち事業主都合	1,129	(▲ 17.0)	1,090	(▲ 13.3)	914	(▲ 20.5)	1,021	(▲ 15.8)	2,323	(▲ 10.6)
うち自己都合	3,653	(▲ 4.6)	3,923	(3.3)	3,335	(▲ 10.6)	3,720	(▲ 5.0)	4,679	(▲ 3.3)
無業求職者	993	(▲ 9.6)	1,001	(9.4)	1,021	(▲ 5.7)	1,222	(▲ 8.3)	1,191	(▲ 2.8)

4. 就職の動き(パートを含む。但し、※「うち34歳以下」は臨時・季節を除く常用。)

4月の就職件数(パートを含む)は、前年同月に比べ11.9%減と2ヶ月ぶりの減少となった。

() 内前年同月比(%)

	平成28年度 (月平均)		平成29年							
			1月		2月		3月		4月	
就職件数	3,537	(▲ 2.6)	2,924	(3.5)	3,500	(▲ 3.0)	4,773	(5.6)	3,762	(▲ 11.9)
44歳以下	2,124	(▲ 5.3)	1,721	(1.7)	2,115	(▲ 1.5)	2,720	(▲ 0.9)	2,261	(▲ 12.9)
※うち34歳以下	1,181	(▲ 6.5)	935	(3.8)	1,159	(▲ 6.4)	1,451	(▲ 4.4)	1,324	(▲ 13.4)
45歳以上	1,413	(1.7)	1,203	(6.2)	1,385	(▲ 5.1)	2,053	(15.7)	1,501	(▲ 10.3)
うち55歳以上	702	(2.8)	571	(2.0)	675	(▲ 7.5)	1,033	(15.0)	772	(▲ 11.5)
雇用保険受給者	845	(▲ 2.3)	720	(11.1)	794	(▲ 5.9)	985	(5.7)	767	(▲ 9.1)

5. 完全失業率(全国)

	26年平均	27年平均	28年平均	11月	12月	1月	2月	3月	4月
完全失業率 (%)	3.6	3.4	3.1	3.1	3.1	3.0	2.8	2.8	2.8
完全失業者数 (万人)	236	222	208	197	193	197	188	188	197

※完全失業率は季節調整値

* 下線部分は季節調整替え済み

資料出所:総務省統計局「労働力調査」

正社員の職業紹介状況(原数値)

() 内前年同月比(求人数、求職者数は%, その他はポイント)

	平成28年度 (月平均)		平成29年							
			1月		2月		3月		4月	
正社員新規求人倍率	0.98	(0.20)	0.97	(0.10)	1.06	(0.24)	0.98	(0.19)	0.86	(0.12)
正社員新規求人数	5,361	(14.3)	5,983	(13.4)	5,993	(13.7)	5,909	(14.8)	5,574	(7.4)
全新規求人における 構成比	40.3%	(2.0)	39.5%	(▲ 0.9)	38.8%	(1.3)	40.0%	(2.1)	39.0%	(▲ 2.5)
新規常用フルタイム 求職者数	5,461	(▲ 8.8)	6,139	(0.6)	5,650	(▲ 11.9)	6,003	(▲ 7.3)	6,450	(▲ 8.5)
全新規求職者における 構成比	65.4%	(▲ 1.2)	67.0%	(▲ 1.4)	65.0%	(▲ 2.3)	64.9%	(▲ 1.9)	60.4%	(▲ 2.0)
正社員有効求人倍率	0.68	(0.14)	0.77	(0.13)	0.77	(0.14)	0.76	(0.15)	0.73	(0.14)
全 国	0.89	(0.12)	0.99	(0.12)	0.97	(0.11)	0.94	(0.11)	0.91	(0.12)
正社員有効求人数	14,707	(15.9)	15,310	(14.3)	16,051	(13.9)	16,719	(16.0)	15,973	(12.3)
全有効求人における 構成比	40.9%	(1.5)	41.1%	(▲ 0.7)	40.6%	(0.3)	40.2%	(1.1)	40.5%	(0.3)
有効常用フルタイム 求職者数	21,518	(▲ 8.1)	19,974	(▲ 4.6)	20,903	(▲ 6.7)	21,952	(▲ 7.1)	21,870	(▲ 9.0)
全求職者における 構成比	63.5%	(▲ 1.3)	63.9%	(▲ 1.0)	63.3%	(▲ 2.1)	63.0%	(▲ 2.2)	61.4%	(▲ 2.4)

※常用フルタイム求職者・・・パート及び4カ月未満の臨時を希望する求職者以外の求職者

平成29年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率(原数値)

※パートタイムを含む 様式3

安定所		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
鹿児島 地 域	有効求職	14,142												14,142
	有効求人	16,493												16,493
	求人倍率	1.17												
北薩地域	有効求職	4,509												4,509
	有効求人	5,446												5,446
	求人倍率	1.21												1
川内	有効求職	2,328												2,328
	有効求人	2,611												2,611
	求人倍率	1.12												
出水	有効求職	1,684												1,684
	有効求人	2,163												2,163
	求人倍率	1.28												1
宮之城	有効求職	497												497
	有効求人	672												672
	求人倍率	1.35												1
大隅地域	有効求職	4,846												4,846
	有効求人	5,424												5,424
	求人倍率	1.12												
鹿屋	有効求職	3,135												3,135
	有効求人	3,599												3,599
	求人倍率	1.15												
大隅	有効求職	1,711												1,711
	有効求人	1,825												1,825
	求人倍率	1.07												1
南薩地域	有効求職	4,369												4,369
	有効求人	3,972												3,972
	求人倍率	0.91												
加世田	有効求職	1,642												1,642
	有効求人	1,483												1,483
	求人倍率	0.90												
伊集院	有効求職	1,624												1,624
	有効求人	1,386												1,386
	求人倍率	0.85												1
指宿	有効求職	1,103												1,103
	有効求人	1,250												1,250
	求人倍率	1.13												1
始良地域	有効求職	5,140												5,140
	有効求人	5,613												5,613
	求人倍率	1.09												
国分	有効求職	4,378												4,378
	有効求人	4,866												4,866
	求人倍率	1.11												
大口	有効求職	762												762
	有効求人	747												747
	求人倍率	0.98												1
熊毛地域	有効求職	616												616
	有効求人	702												702
	求人倍率	1.14												1
奄美地域	有効求職	1,981												1,981
	有効求人	1,655												1,655
	求人倍率	0.84												
県計	有効求職	35,603												35,603
	有効求人	39,452												39,452
	求人倍率	1.11												

※地域別:安定所の管轄区分

鹿児島地域・・・鹿児島
始良地域・・・国分、大口

北薩地域・・・川内、出水、宮之城
熊毛地域・・・熊毛

大隅地域・・・鹿屋、大隅
奄美地域・・・名瀬

南薩地域・・・加世田、伊集院、指宿

新規高等学校卒業予定者に係る 求人の受付を開始します

高校生の求人受付が6月1日（木）から開始されます。

受付開始を控え、5月29日（月）に県、県教育委員会、国（鹿児島労働局）の合同で、経済団体等5団体を訪問し、来春の新規学卒者の採用枠確保及び求人の早期提出についての要請書を手渡し、各団体の会員企業への周知をお願いしました。

高校生が応募先を選択する場合、高校生の採用選考が開始される9月16日に向けて、夏休み期間中に、本人、保護者、教職員の三者で応募先を検討する傾向にあるため、その前に提出された求人が検討の対象となることが考えられます。

全国的に有効求人倍率が上昇傾向にあるなど、全体として採用意欲が高まっていることから、来春の新規学卒者の人材確保のために、早期の求人提出をお願いしました。

（鹿児島労働局 職業安定部 訓練室）

**「鹿児島労働局労働災害防止対策（緊急かごっまゼロ災運動）」を推進
し、労働災害防止対策の強化に取り組めます！**

— 設定期間 5月25日～12月31日 —

鹿児島労働局では、急増する労働災害に歯止めをかけ、減少に転じさせることを目指し、緊急的かつ重点的取組として、本年5月25日から12月31日までを「鹿児島労働局労働災害防止対策（緊急かごっまゼロ災運動）」の期間に設定し、広く県下の事業者及び労働者並びに関係機関及び関係団体等に働きかけ、より一層の労働災害防止対策の取り組み強化を図ることとしました。

【趣 旨】

鹿児島労働県における労働災害の状況は、これまでも鹿児島労働局では労働災害防止対策に重点的に取り組んできましたが、平成28年の死傷者数（確定値）では対前年比234人（13.4%）増の1,985人となり、労働災害の発生状況に大きな改善が見られず、憂慮すべき状況にあります。

このため、鹿児島労働局では、労働災害の急増に歯止めをかけ、減少に転じさせることを目指し、「鹿児島労働局労働災害防止対策（緊急かごっまゼロ災運動）」を設定・展開することにより、第三次産業等の労働災害増加業種を中心に、さらに一層の労働災害防止対策の強化を図るものです。

（労働基準部健康安全課）

鹿児島労働局労働災害防止対策 「緊急かごつまゼロ災運動」実施要綱 — 鹿児島労働局 —

1 趣旨

鹿児島県における労働災害による休業4日以上之死傷者数は、長期的には減少しているものの、平成28年は1,985人となり、昨年の1,751人に比し234人（13.4%）と大幅に増加し、平成11年に2千人を割った頃の水準とほぼ同数となり極めて危機的な状況となった。また、労働災害による死亡者数は、平成25年には年間12人に減少したものの、平成27年は17人、平成28年は20人（昨年比17.6%増）となっている。

これらの労働災害の増加の背景には、景気等の経済的要因による影響や人手不足が顕在化していることによる影響等も考えられるほか、製造業、建設業等工業的業種での従来型の労働災害が増加傾向にあることに加え、社会福祉施設、小売業を始めとする第三次産業においては、依然として安全に対する意識が事業者、労働者ともに稀薄であることや、労働者に対し安全についての研修や教育が的確に実施されていないこと、さらには、65歳までの雇用継続措置の導入など高年齢労働者の雇用促進が進められる中、高年齢労働者に多い転倒災害の増加なども要因の一つと考えられる。

このように労働災害発生が急増している状況を踏まえ、労働災害の発生に歯止めをかけ、減少に転じさせることを目的とし、鹿児島労働局の労働災害防止対策として、各事業場において無災害を目指すための「緊急かごつまゼロ災運動」を展開し、県下の各事業場及び労働者並びに関係団体等と連携し、労働災害防止対策への重点的な取組の促進を広く働きかけ、高年齢労働者対策等を始めとする一層の労働災害防止対策の強化を特に図るものである。

2 「緊急かごつまゼロ災運動」の実施期間

平成29年5月25日から平成29年12月31日まで

3 実施者

鹿児島労働局、各労働基準監督署

4 実施事項

（1）鹿児島労働局

- ① 「緊急かごつまゼロ災運動」の労働災害防止団体、関係業界団体等への周知
- ② 各労働災害防止団体、主要な経営者団体をはじめ関係業界団体等及び公共建設工事発注機関等に対し、労働災害防止活動の取組強化に関する特別要請の実施
- ③ 国・県・市等の関係行政機関との連携の促進
- ④ 鹿児島労働局幹部等による建設工事現場パトロール等の重点的实施（6月～11月）
- ⑤ 「STOP！転倒災害プロジェクト」の周知及び重点的取組の促進
- ⑥ 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（5月～9月）の周知及び取組の促進

⑦ 社会福祉施設等第三次産業に属する事業場に対する集団指導等の実施

社会福祉施設等第三次産業に属する事業場に対し、「転倒」災害及び「動作の反動・無理な動作」による腰痛災害等の防止対策の取組促進のほか、雇入れ時の安全衛生教育の実施の徹底、安全衛生管理体制の確立等に重点をおいた労働災害防止に関する集団指導の重点的な実施、安全衛生教育資料・自主点検用チェックリスト等局ホームページへの掲載による各種情報の提供

⑧ 製造業（食料品製造業）、飲食店、小売業、社会福祉施設及び医療保健業において、労働災害発生事業場に対する緊急自主点検の実施

⑨ 多店舗を展開する企業等に対し「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の周知及び重点的取組の推進

⑩ 高年齢労働者の転倒災害等の防止対策の取組促進のほか、局ホームページへの掲載による各種情報の提供

⑪ 臨時労働基準監督署長会議を開催し、労働災害防止のための取組を指示

（２）労働基準監督署

① 「緊急かごつまゼロ災運動」の事業場、関係業界団体等への周知及び取組促進

② 「STOP！転倒災害プロジェクト」の周知及び重点的取組の促進

③ 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（５月～９月）の周知及び取組の促進

④ 特に第三次産業を重点とした災害多発業種あるいは災害発生事業場を対象とした監督指導、個別指導、集団指導等の実施

⑤ 建設工事現場パトロール等の実施等

⑥ 労働災害防災団体、関係業界団体等と協同した説明会・集団指導や合同パトロールの実施

（３）－１ 労働災害防災団体、関係業界団体等に実施を求める事項

① 「緊急かごつまゼロ災運動」の傘下会員事業場等への周知及び取組促進

② 安全衛生対策に関する資料等の広報・啓発の実施

③ 安全パトロール等の実施

④ 安全衛生に係る講習会・説明会等の実施

⑤ 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の周知及び取組の促進

⑥ 「STOP！転倒災害プロジェクト」の周知及び取組促進

⑦ 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（５月～９月）の周知及び取組の促進

⑧ 全国安全週間、全国労働衛生週間及びその準備期間中に相応しい行事等の実施

⑨ 緊急かごつまゼロ災運動期間中における各団体独自の取組等の実施

（３）－２ 経済団体等に実施を求める事項

① 「緊急かごつまゼロ災運動」の傘下会員事業場等への周知及び取組促進

② 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の周知及び取組の促進

③ 「STOP！転倒災害プロジェクト」の周知及び取組促進

- ④ 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（５月～９月）の周知及び取組の促進
- ⑤ 全国安全週間、全国労働衛生週間及びその準備期間中に相応しい行事等の実施
- ⑥ 緊急かごつまゼロ災運動期間中における各団体独自の取組等の実施

（４）各事業場等に求める取組内容

① 全業種共通

- ア 経営トップによる無災害を目指す「緊急かごつまゼロ災運動」の意思表示
- イ 安全衛生管理体制等の整備・確立
- ウ 「安全衛生活動の総点検」、「安全パトロール」の実施
- エ 「STOP！転倒災害プロジェクト」の取組促進
- オ 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（５月～９月）の取組の促進
- カ 高年齢労働者の労働災害防止対策の実施
- キ 雇入れ時・作業変更時等安全衛生教育の実施
- ク リスクアセスメントの実施
- ケ 各業種、各作業形態に応じて策定された労働災害防止対策ガイドライン等の推進

- ② 労働災害の増加傾向にある次の業種を特定業種とし、取組内容については別途作成し、それに基づき取組を推進する。

【食料品製造業】、【建設業】、【林業】

【社会福祉施設・医療保健業】、【小売業】

【食料品製造業】

食料品製造業では、通路における転倒災害、機械によるはさまれ等の災害が多いことから、以下の対策について取組を行うこと。

1 安全衛生教育の実施（雇入れ時の教育を含む）

新規採用労働者、未熟練労働者、派遣労働者等に対し、次の項目も含めた安全衛生教育を実施すること。

- ・職場には危険が内在すること。
- ・つまづくかもしれない、物が倒れてくるかもしれない、機械に手を巻き込まれるかもしれない等危険の可能性のある「～かもしれない」の意識を持たせること。
- ・作業手順を励行させること。
- ・4 S 活動、ヒヤリ・ハット活動、危険予知活動（KYT）を励行させること。
- ・「危険の見える化」を推進すること。

2 4 S（整理・整頓・清潔・清掃）活動の推進等による転倒、転落災害の防止対策の推進

- ① 床の水たまりや氷・油は放置せず、その都度除去すること。（吸収マットの使用も検討すること。）
- ② 通路、階段、出入り口に物を放置させないこと。
- ③ 確認してから次の動作に移ること、走らないことを徹底させること。
- ④ 脚立、踏み台、はしごは安定した場所で使用し、天板（最上段）を使用しないことや開き止めを必ず掛ける等正しい方法で使用させること。

3 本質的な安全確保対策の推進

- ① 床面、通路は、くぼみや段差の無い滑りにくい構造とすること。
- ② 階段には、滑り止めや手すりを設けること。
- ③ 倉庫などの高所の床の端には、手すりや柵を設けること。

4 食品加工・包装用機械等機械設備によるはさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害の防止対策の推進

- ① 「食品加工・包装用機械に係る労働災害防止対策ガイドライン」を周知徹底すること。
- ② 機械設備の安全装置等の適正化を図ること。
- ③ 作業標準を作成し、その内容を周知すること。
- ④ 機械設備の掃除・修理の際は、機械設備を停止させるとともに、他の労働者が起動させないよう表示等を行うこと。

5 食品加工用手工具による切れ・こすれ災害の防止

- ① 切れ・こすれ災害防止用保護具の使用を徹底すること。
- ② 包丁等手工具の定期的な手入れを行うこと。

【建設業】

建設業においては、従来型の墜落・転落災害が増加していることや伐木作業時の死亡災害が発生していること等を踏まえ、足場等からの墜落・転落防止措置の徹底、伐木作業時の安全確保に万全を期すこと。

1 安全衛生教育の実施（新規入場者教育を含む）

新規入場労働者、未熟練労働者等に対し、次の項目も含めた安全衛生教育を実施すること。

- ・現場内には危険が内在すること。
- ・墜落するかもしれない、物が落ちてくるかもしれない、重機に接触するかもしれない等危険の可能性のある「～かもしれない」の意識を持たせること。
- ・作業手順を励行させること。
- ・4 S活動、ヒヤリ・ハット活動、危険予知活動（KYT）を励行させること。
- ・「危険の見える化」を推進すること。

2 足場等の高所作業

- ① 高さが2 m以上の箇所で作業を行う場合において、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けること。なお、作業床の設置が困難な場合は、防網の設置、安全帯の使用等労働者の墜落による危険を防止するための措置を確実に講じること。
安全帯については、ハーネス型安全帯の積極的な使用に努めること。
- ② 足場を設置する場合には、手すり先行専用型足場を設置すること等により墜落防止措置及び物体の落下防止措置を講じること。
- ③ 高さが5 m以上の構造の足場の組立て等作業を行う場合は、足場の組立て等作業主任者を選任し（足場の高さが5 m未満の場合には、作業を指揮する者を指名）、労働者の墜落による危険を防止するための措置を講じること。

3 用具（移動はしご、脚立等）を用いての作業

- ① 移動はしごは、丈夫な構造で著しい損傷等がないものを使用し、滑り止め装置の取り付け等転移を防止する必要な措置を講じること。
- ② 脚立は、丈夫な構造で著しい損傷等がないものを安定した場所で使用し、天板（最上段）を使用しないことや開き止めを必ず掛ける等正しい方法で使用させること。
- ③ 足場受台の足場板は3点以上で支持し、足場板を固定すること。この際、足場板の高さは2 m未満とすること。

4 車両系建設機械を用いての作業

- ① 車両系建設機械を用いて作業を行う際は、あらかじめ作業計画を立て、関係労働者に周知すること。
- ② 車両系建設機械の稼働範囲内に労働者を立ち入らせないこと。（誘導者を配置したときはこの限りではない。）

- ③ 車両系建設機械を主たる用途以外に使用しないこと。（クレーン機能の付いていない機械での荷のつり上げ作業等を行わないこと。）
- ④ 作業開始前点検、月次の定期自主検査、年次の特定自主検査を確実に行うこと。
- ⑤ 有資格者による運転を厳守すること。

5 伐木作業

- ① 伐倒方向について、伐倒する立木の状況、隣接木の状況、地形、伐倒後の作業方法等を考慮して、最も安全に倒せる方向を選定すること。
- ② 伐倒の際に退避する場所をあらかじめ選定し、避難場所の選定は次によること。
 - a 原則として、伐倒方向の反対側の斜面上方とすること。ただし、緩斜地等において上向きに伐倒する場合は、横方向とすること。
 - b 原則として、伐倒予定木から3 m以上離れていること。
 - c 伐倒による枝等の飛来落下に対して安全な場所（例えば、立木のかげ等）であること。
- ③ 伐倒に際しては、あらかじめ、かん木、枝条、つる、浮石等で作業に危険を生ずるおそれがあるものを取り除くこと。特に、かかり木となる可能性のある伐倒予定木の枝及び隣接木の枝については、切り落としておくこと。
かかり木処理については、「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」を周知し、ガイドラインに示された作業を徹底すること。
- ④ 伐倒について、一定の合図を定め、関係労働者に周知すること。また、伐倒する際は、必ず合図を行うこと。
- ⑤ チェーンソーによる伐木等については、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」を周知し、ガイドラインに示された作業を徹底すること。

6 車両系木材伐出機械を用いての作業

- ① 車両系木材伐出機械は、特別の教育を修了した者に運転させること。
- ② 車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ作業計画を定め、その作業計画により作業を進めること。
- ③ 車両系木材伐出機械を主たる用途以外の用途に使用しないこと。
- ④ 車両系木材伐出機械を用いて、単独で作業を行う際の死亡災害も発生していることから、可能な限り複数人での作業を行うこと。複数人での作業が困難な場合は、定期的な巡回や連絡を取ること。

【林業】

林業においては、従来型の伐倒木等による激突災害が増加していることや伐木作業時の死亡災害が発生していること等を踏まえ、伐木作業時の安全確保に万全を期すこと。

1 安全衛生教育の実施（新規入場者教育を含む）

新規入場労働者、未熟練労働者等に対し、次の項目も含めた安全衛生教育を実施すること。

- ・現場内には危険が内在すること。
- ・伐倒木、玉切り材等に当たるかもしれない、斜面から転がり落ちるかもしれない、車両木材伐出機械運転中に事故を起こすかもしれない等危険の可能性のある「～かもしれない」の意識を持たせること。
- ・作業手順を励行させること。
- ・4 S活動、ヒヤリ・ハット活動、危険予知活動（KYT）を励行させること。
- ・「危険の見える化」を推進すること。

2 基本的事項

- ① 保護帽を着用させること。
- ② 伐倒木、玉切り材等が転落し、又は滑ることにより危険を生ずるおそれがあるところには、労働者を立ち入らせないこと。
特に、伐倒木の想定外の反動やつる等による伐倒方向の変化等を見据えた上で、危険を生ずるおそれがあるところを定めること。
- ③ 急斜面における作業又は雨等により、滑りやすい場所における作業については、滑り止め金具等の使用を徹底させること。
- ④ 伐木又は造材の作業により、危険が生ずるおそれがある通路、排出路等の近くには、危険区域を示す標識を設置すること。

2 伐木作業

- ① 伐倒方向について、伐倒する立木の状況、隣接木の状況、地形、伐倒後の作業方法等を考慮して、最も安全に倒せる方向を選定すること。
- ② 伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定しておくこと。
避難場所の選定は次によること。
 - a 原則として、伐倒方向の反対側の斜面上方とすること。ただし、緩斜地等において上向きに伐倒する場合は、横方向とすること。
 - b 原則として、伐倒予定木から3 m以上離れていること。
 - c 伐倒による枝等の飛来落下に対して安全な場所（例えば、立木のかげ等）であること。
- ③ 伐倒について、一定の合図を定め、関係労働者に周知すること。また、伐倒する際は、必ず合図を行うこと。
- ④ 伐倒に際しては、あらかじめ、かん木、枝条、つる、浮石等で作業に危険を生ずる

おそれがあるものを取り除くこと。特に、かかり木となる可能性のある伐倒予定木の枝及び隣接木の枝については、あらかじめ切り落としておくこと。

- ⑤ 胸高直径 40 cm以上の立木には、根張りを除いた伐根直径（受け口を通る樹幹の下部断面における平均直径）の 4 分の 1 以上の深さの受け口をつくること。
- ⑥ 受け口の角度については、30 度以上とし、また、追い口の高さについては、受け口の底面から 3 cm以上で、かつ、受け口の高さの 3 分の 2 程度とすること。
- ⑦ 伐倒に際しては、原則として、2 個以上のくさびを使用すること。
- ⑧ 伐倒について、一定の合図を定め、関係労働者に周知すること。また、伐倒の際は、必ず合図を行うこと。
- ⑨ チェーンソーによる伐木等については、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」を周知し、ガイドラインに示された作業を徹底すること。

3 かかり木作業

- ① チルホール等のけん引具とワイヤーロープを用い、かかり木から離れて作業を行うこと。
- ② けん引具とワイヤーロープを用いてのかかり木処理は次によること。
 - a かかり木の「つる」を切り取ること。
 - b ワイヤーロープをかかり木の元口部にフックを用いて巻きつけること。
 - c かかり木とけん引具との間に、必ずガイドブロックを入れること。
 - d けん引具を操作し、ゆっくりと引っ張ること。なお、かかり木が外れ始めたら、速やかに安全な場所に退避すること。
- ③ かかられている木の伐倒、隣接の立木を伐倒し、かかり木に当てる投げ倒し（浴びせ倒し）、かかっている木の元玉切り、かかっている木の肩担ぎ、かかり木の枝切り等は、絶対に行わないこと。
- ④ かかり木は、放置せず、早期に処理すること。やむを得ず、かかり木場所から離れる場合には、他の労働者が誤って近づかないよう、標識等の掲示、縄張り等の措置を講ずること。
- ⑤ かかり木処理については、「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」を周知し、ガイドラインに示された作業を徹底すること。

4 車両系木材伐出機械を用いての作業

- ① 車両系木材伐出機械は、特別の教育を修了した者に運転させること。
- ② 車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ作業計画を定め、その作業計画により作業を進めること。
- ③ 車両系木材伐出機械を主たる用途以外の用途に使用しないこと。
- ④ 車両系木材伐出機械を用いて、単独で作業を行う際の死亡災害も発生していることから、可能な限り複数人での作業を行うこと。複数人での作業が困難な場合は、定期的な巡回や連絡を取ること。

【社会福祉施設・医療保健業】

社会福祉施設・医療保健業においては、転倒災害、腰痛が増加していることから、以下の対策について取組を行うこと。

1 安全衛生教育（雇入れ時の教育を含む）の実施

新規採用労働者、未熟練労働者等に対し、次の項目も含めた安全衛生教育を実施すること。

- ・職場には危険が内在すること。
- ・つまづくかもしれない、脚立から落ちるかもしれない等危険の可能性のある「～かもしれない」の意識を持たせること。
- ・作業手順を励行させること。
- ・4 S 活動、ヒヤリ・ハット活動、危険予知活動（KYT）を励行させること。
- ・「危険の見える化」を推進すること。

2 転倒災害防止対策の推進

4 S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を推進するとともに、次の事項に留意して職場改善を図ること。

- ① 通路、床の水たまりは放置せず、その都度除去すること。（吸収マットの使用も検討すること。）
- ② 通路、階段、出入り口に物を放置しないこと。
- ③ 確認してから次の動作に移ること、走らないことを徹底させること。
- ④ 脚立、踏み台、はしごは安定した場所で使用し、天板（最上段）を使用しないことや開き止めを必ず掛ける等正しい方法で使用させること。
- ⑤ 床面、通路は、くぼみや段差の無い滑りにくい構造とすること。
- ⑥ 階段には、滑り止めや手すりを設けること。
- ⑦ 施設管理者は、上記の通路の状態等について、定期的に巡回・確認を行うこと。

3 腰痛予防対策の推進

① 作業標準の作成

使用する機器・設備、作業方法等実態に即した作業標準を作成させること。利用者（患者）の身体の状態別、作業の種類別の作業手順、職員の役割分担や時間管理、作業場所を明確にさせること。

② 職員の適正配置

特定の職員に腰部負担の大きい業務が集中しないように配慮するとともに、作業量に見合った適切な人員を配置させること。

③ 施設及び設備の構造等の改善

適切な看護・介護設備、スライディングシート等福祉機器の導入及び看護・介護に関連した業務を行うための設備のほか、看護・介護中に利用できる背もたれのある椅子等や、利用に便利な休憩設備等を整えさせること。

④ 必要に応じて、腰部保護ベルトや腹帯などを使用させること。

【小売業】

通路等における転倒災害やバックヤード・店舗内での脚立からの転落災害等が多いことから、以下の対策について取組を行うこと。

1 安全衛生教育の実施（雇入れ時の教育を含む）

新規採用労働者、未熟練労働者等に対し、次の項目も含めた安全衛生教育を実施すること。

- ・職場には危険が内在すること。
- ・つまづくかもしれない、脚立から落ちるかもしれない等危険の可能性のある「～かもしれない」の意識を持たせること。
- ・作業手順を励行させること。
- ・4 S 活動、ヒヤリ・ハット活動、危険予知活動（KYT）を励行させること。
- ・「危険の見える化」を推進すること。

2 4 S（整理・整頓・清潔・清掃）活動の推進等による転倒、転落災害の防止の推進

- ① 通路、床の水たまりや氷・油は放置せず、その都度除去すること。（吸収マットの使用も検討すること。）
- ② 通路、階段、出入り口に物を放置させないこと。
- ③ 確認してから次の動作に移ること、走らないことを徹底させること。
- ④ 脚立、踏み台、はしごは安定した場所で使用し、天板（最上段）を使用しないことや開き止めを必ず掛ける等正しい方法で使用させること。
- ⑤ 店長等の管理者は、上記の通路の状態等について、定期的に巡回・確認を行うこと。

3 本質的な安全確保対策の推進

- ① 床面、通路は、くぼみや段差の無い滑りにくい構造とすること。
- ② 階段には、滑り止めや手すりを設けること。
- ③ 倉庫などの高所の床の端には、手すりや柵を設けること。
- ④ スライサー等刃を有する機械について、刃を使用しない部分にはカバーを設けること。

4 その他小売業に多い災害の防止

- ① スライサー、挽肉用精肉機械等の使用にあたっては、食材を直接手で押さえることのないう、専用の治具を使用すること。
- ② 機械設備の掃除・修理の際は、機械設備を停止させるとともに、他の労働者が起動させないように表示等を行うこと。
- ③ カゴ車の移動は、作業場所の状況に応じた「引き」を行い、組み立て、折りたたみは作業手順を順守すること。

平成 29 年度全国安全週間説明会を開催します

7 月 1 日から、「組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動 未来へつなげよう安全文化」をスローガンとする第 90 回全国安全週間が始まります。

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、一度の中断もなく続けられ、今年で 90 回目を迎えます。

鹿児島労働局管内では、全国安全週間準備期間である 6 月 1 日から 6 月 30 日までの間に、管内 5 箇所の労働基準監督署と安全関係団体との協賛により、県内の 39 会場（平成 29 年度全国安全週間説明会日程表参照）で安全週間説明会を開催し、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性を認識し、安全活動が着実に実施されるよう、指導・啓発に取り組みます。

また、6 月は「STOP！転倒災害プロジェクト」の重点取組期間であることから、併せて安全週間説明会において指導・啓発に取り組みます。

（労働基準部健康安全課）

資料 平成 29 年度全国安全週間実施要綱
平成 29 年度全国安全週間説明会日程表
STOP！転倒災害プロジェクト実施要綱及びリーフレット

平成 29 年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 90 回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的に減少し、平成 28 年の労働災害については、死亡災害は 2 年連続で 1,000 人を下回る見込みである。

しかしながら、休業 4 日以上之死傷災害（以下単に「死傷災害」という。）は前年より増加する見込みで、死亡災害についても平成 28 年 11 月から平成 29 年 2 月まで 4 か月連続で前年同月を上回っている状況である。これらの要因としては、基本的な安全管理の取組が労働者に徹底されていないこと、第三次産業においては、多店舗展開企業等の傘下の店舗等に安全担当者がおらず、安全活動が低調となっていることなどが考えられる。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、平成 29 年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

**組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動
未来へつなげよう安全文化**

2 期 間

平成 29 年 7 月 1 日から 7 月 7 日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、平成 29 年 6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。

- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

① 安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

(ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備

(イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任

(ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

(ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

(イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

(ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

(エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

(ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

(イ) 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの普及促進

(ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

(イ) SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進(「ラベルでアクション」の取組の推進)

オ その他の取組

(ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

- (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
- ② 業種の特性に応じた労働災害防止対策
 - ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
 - (ウ) 職場点検、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
 - (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発
 - イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
 - (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - (エ) トラックの逸走防止措置の実施
 - (オ) トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
 - ウ 製造業における労働災害防止対策
 - (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - (イ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - (ウ) 鉄鋼業等の装置産業の事業場における老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 - エ 建設業における労働災害防止対策
 - (ア) 一般的事項
 - a 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - b 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - c 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、ハーネス型安全帯の積極的な使用
 - d 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (イ) 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策
 - a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - オ 林業の労働災害防止対策
 - (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 - (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
- ③ 業種横断的な労働災害防止対策
 - ア 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）
 - (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
 - (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
 - イ 交通労働災害防止対策
 - (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

- (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

ウ 非正規雇用労働者等に対する労働災害防止対策

- (ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実
- (イ) 非正規雇用労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- (ウ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

エ 熱中症予防対策（ＳＴＯＰ！熱中症 クールワークキャンペーン）

- (ア) WＢＧＴ値（暑さ指数）による適正な作業環境管理、作業管理の実施
- (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
- (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
- (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を踏まえた健康管理
- (オ) 熱中症予防に関する労働衛生教育の実施

平成29年度 全国安全週間説明会日程表

	日 時	業 種	主催者	会 場
鹿児島署管内	6月 6 日(火)10時～	建設	建災防	鹿児島県建設センター
	6月 7 日(水)13時30分～	一般	基準協会	枕崎市民会館
	6月 8 日(木)13時30分～	一般	基準協会	シーサイドガーデンさのさ
	6月 9 日(金)10時30分～	建設	建災防	指宿建設会館
	6月 9 日(金)13時30分～	一般	基準協会	指宿市民会館
	6月12日(月)10時30分～	建設	建災防	南薩建設業会館
	6月12日(月)13時30分～	一般	基準協会	南さつま市民会館
	6月13日(火)10時～	建設	建災防	凌雲閣
	6月14日(水)13時30分～	一般	基準協会	鹿児島総合卸商業団地協同組合
	6月15日(木)13時30分～	建設	建災防	日置建設会館
	6月16日(金)13時30分～	一般	基準協会	鹿児島県歴史資料センター黎明館
	6月19日(月)13時30分～	建設	建災防	種子島建設会館
	6月20日(火)10時～	一般	基準協会	種子島建設会館
	6月22日(木)13時30分～	建設	建災防	建築会館
	6月26日(月)13時30分～	建設	建災防	屋久島建設会館
	6月27日(火)10時～	一般	基準協会	屋久島環境文化村センター
川内署管内	6月 8 日(木)10時30分～	建設	建災防	甑島建設会館
	6月 9 日(金)13時30分～	建設	建災防	宮之城建設会館
	6月13 日(火)13時30分～	一般	基準協会	薩摩川内市国際交流センター
	6月14 日(水)10時00分～	建設	建災防	出水建設会館
	6月14 日(水)14時00分～	一般	基準協会	出水市音楽ホール
	6月16 日(金)10時00分～	建設	建災防	川内建設会館
鹿屋署管内	6月 9 日(金)14時～	一般	基準協会	鹿屋市中央公民館
	6月23日(金)13時30分～	一般	基準協会	志布志市市民文化会館
	6月14日(水)13時30分～	建設	建災防	錦江町中央公民館
	6月15日(木)13時30分～	建設	建災防	曾於建設会館
	6月16日(金)13時30分～	建設	建災防	鹿屋建設会館
加治木署管内	6月 8 日(木)10時～12時	建設	建災防	大口建設会館
	6月 8 日(木)14時～16時	一般	基準協会	伊佐市文化会館
	6月 9 日(金)10時～12時	建設	建災防	姶良郡建設会館
	6月 9 日(金)14時～16時	一般	基準協会	加音ホール
	6月15日(木)10時～12時	建設	建災防	栗野建設会館
名瀬署管内	6月 9 日(金)10時～	一般	基準協会	奄美振興会館
	6月12日(月)13時30分～	全業種	合同	瀬戸内建設会館
	6月13日(火)15時30分～	全業種	合同	和泊町商工会館3階
	6月14日(水)15時30分～	全業種	合同	与論町中央公民館
	6月19日(月)13時30分～	建設	建災防	奄美建設会館
	6月22日(木)14時～	全業種	合同	喜界町中央公民館
	6月26日(月)13時30分～	全業種	合同	徳之島建設会館

STOP！転倒災害プロジェクト実施要綱

1 趣旨

厚生労働省と労働災害防止団体は、平成27年1月20日から平成27年12月31日までを実施期間とする「STOP！転倒災害プロジェクト2015」に基づき、休業4日以上之死傷災害の2割以上を占める転倒災害の防止に重点的に取り組んできた。その結果、平成27年11月末速報値では、全国の転倒災害の件数は前年比で2.8%の減少となるなど、一定の成果が得られたところである。

しかしながら、転倒災害は依然として休業4日以上之死傷災害の中で最も件数が多く、平成24年同期比でみるとわずかな減少にとどまっており、平成29年までに休業4日以上之死傷災害を平成24年比で15%以上減少させることを目標とした第12次労働災害防止計画の達成のためには、更なる取組が必要である。

こうした状況を踏まえ、転倒災害の防止に関する意識啓発を図り、職場における転倒リスクの総点検と、必要な対策の実施により、職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境を実現することを目的として、「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を発展・継続させ、「STOP！転倒災害プロジェクト」として実施するものである。

なお、プロジェクトの実効を上げるため、例年、積雪や凍結による転倒災害が多発する2月、全国安全週間の準備月間である6月を重点取組期間とする。

2 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

3 実施者

各事業場

4 主唱者の実施事項

転倒災害はすべての業種に共通する課題であるが、その防止に当たっては設備的な改善とともに、労働者自身が安全意識を高め、労働災害防止活動に積極的に参加することが不可欠である。このため、事業者に対し、「転倒災害は労働災害であること」の理解を促すとともに、労使が一体となって、職場の安全意識が醸成・浸透されるよう意識啓発を図り、厚生労働省と各労働災害防止団体がそれぞれ自らの強みを生かして、以下の対策を展開する。

(1) 厚生労働省の実施事項

- ① 転倒災害防止に係る周知啓発資料等の作成、配布
- ② ポータルサイトによる転倒災害防止対策に有効な情報等の周知
- ③ 本プロジェクトを効果的に推進するための各種団体等への協力要請
- ④ 都道府県労働局、労働基準監督署によるチェックリストを活用した事業場への指導

(2) 各労働災害防止団体の実施事項

- ① 会員事業場等への周知啓発
- ② 事業場の転倒災害防止対策への指導援助
- ③ 転倒災害防止対策に資するセミナー等の開催、教育支援
- ④ 転倒災害防止対策に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
- ⑤ 転倒災害の防止に有益な保護具等の普及促進

5 実施者の実施事項

(1) 重点取組期間に実施する事項

① 2月の実施事項

- ア 安全管理者や安全衛生推進者が参画する場（安全委員会等）における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
- イ チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発

② 6月の実施事項

職場巡視等により、転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認

(2) 一般的な転倒災害防止対策

- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去
- ③ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ④ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- ⑤ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- ⑥ 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
- ⑦ 定期的な職場点検、巡視の実施
- ⑧ 転倒予防体操の励行

(3) 冬季における転倒災害防止対策

① 気象情報の活用によるリスク低減の実施

- ア 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築
- イ 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知

- ウ 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し
- ② 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底
 - ア 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
 - イ 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある
屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施
 - ウ 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の
作成、関係者への周知
 - エ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業
方法の見直し



ST P! 転倒災害

プロジェクト

転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート



	チェック項目	☐
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	☐
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	☐
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていませんか	☐
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	☐
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！ 次頁の「見える化」も効果的です!!



まずは、職場内で情報共有

転倒危険場所を見える化しましょう！

転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への共有を図ることが大切です。
危険場所に下のステッカーの掲示を行うなど、**転倒の危険を見える化しましょう！**

※下のステッカーは、「STOP！転倒災害プロジェクト」のホームページからもダウンロードできます。

切り取り線

転倒危険！



コメント

切り取り線

2月・6月は重点取組期間です!!

STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、**転倒災害**を撲滅するため「**STOP! 転倒災害プロジェクト**」を推進しています。 **STOP! 転倒** **検索**

事業者の皆さまは、職場の**転倒災害防止対策**を進めていただくとともに、プロジェクトの重点取組期間（2月、6月）には、チェックリストを活用した**総点検**を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、**職場環境の改善**を図ってください。

転倒災害の特徴

特徴1 **転倒災害は最も多い労働災害!**

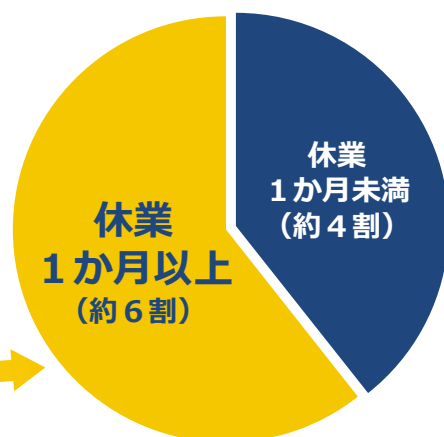
休業4日以上労働災害、約12万件のうち、転倒災害は**約2.6万件**と最も多く発生しています。

特徴2 **特に高齢者で多く発生!**

高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満の**約3倍**リスクが増加します。

特徴3 **休業1か月以上が約6割!**

転倒災害による休業期間は**約6割が1か月以上**となっています。



「平成27年転倒災害による休業期間の割合」 労働者死傷病報告（厚生労働省）より作成

転倒災害の主な原因

▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り <主な原因> - 床が滑りやすい素材である。 - 床に水や油が飛散している。 - ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。	つまずき <主な原因> - 床の凹凸や段差がある。 - 床に荷物や商品などが放置されている。	踏み外し <主な原因> 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。
--	---	--

転倒災害防止対策のポイント

▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4 S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
- 歩行場所に物を放置しない - 床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く - 床面の凹凸、段差などの解消	- 時間に余裕を持って行動 - 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 - 足元が見えにくい状態で作業しない	- 作業に適した靴の着用 - 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 - 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！
「**STOP! 転倒災害プロジェクト**」

STOP! 転倒

検索

梅雨時期の土砂崩壊等による労働災害の防止に 取り組みます

鹿児島地方気象台より、5月13日に奄美地方が梅雨入りしたとみられるとの発表があり、鹿児島県本土でもこれから梅雨の時期となります。この時期は、大雨等による土砂崩壊災害が発生し、また、これに伴う災害復旧工事等も行われます。

この時期をとらえ、鹿児島労働局は、国及び県の発注機関並びに建設業関係団体等に対し、梅雨期における土砂崩壊等による労働災害の防止対策の徹底を要請しました。

梅雨時期は、建設工事現場における土砂崩壊等による労働災害の発生が懸念されるため、鹿児島労働局では、平成27年6月に策定された「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」を踏まえ、その日の作業を開始する前や降雨後の作業再開時に、作業箇所の事前点検や避難措置等の各種対策を講じるよう、関係団体等を通じた周知啓発や指導を実施してまいります。

(労働基準部健康安全課)

資料 梅雨期における土砂崩壊等による労働災害の防止について（要請文（写））

斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン

(写)

鹿労発基 0518 第 1 号
平成 29 年 5 月 18 日

建設工発注機関の長 殿

鹿児島労働局長

梅雨期における土砂崩壊等による労働災害の防止について

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より建設工事における労働災害の防止につきましては、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、鹿児島地方気象台より、5 月 13 日に奄美地方が梅雨入りしたとみられるとの発表があり、県本土においても梅雨入りすることが予想されますが、例年、この時期には大雨等による土砂崩壊災害等が発生し、さらにはこれらの災害に伴う災害復旧工事等も行われること等から、他の時期に比べ、建設現場における労働災害の発生が懸念されるところです。

つきましては、常日頃から、地山の崩壊等による危険の防止対策を確実に講じることがもちろん、特に、この梅雨期における建設現場の土砂崩壊等による労働災害防止対策に万全を期すためにも、別添の「土砂崩壊等による労働災害防止重点対策事項」等を参考にいただき、適正な工事発注及び現場の指導等に御配慮いただきますようお願いいたします。

なお、この時期、落雷による労働災害発生も懸念されますので、気象情報等を早期に把握し、入手した気象情報等に基づく避難又は作業中断等の的確な措置を講じることにつきましても、併せて御指導いただきますようお願いいたします。

(写)

鹿労発基 0518 第 1 号
平成 29 年 5 月 18 日

関係業界団体の長 殿

鹿児島労働局長

梅雨期における土砂崩壊等による労働災害の防止について

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より建設工事における労働災害の防止につきましては、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、鹿児島地方気象台より、5月13日に奄美地方が梅雨入りしたとみられるとの発表があり、県本土においても梅雨入りすることが予想されますが、例年、この時期には大雨等による土砂崩壊災害等が発生し、さらにはこれらの災害に伴う災害復旧工事等も行われること等から、他の時期に比べ、建設現場における労働災害の発生が懸念されるところです。

つきましては、常日頃から、地山の崩壊等による危険の防止対策を確実に講じることがもちろん、特に、この梅雨期における建設現場の土砂崩壊等による労働災害防止対策に万全を期すためにも、貴傘下の会員に対し、別添の「土砂崩壊等による労働災害防止重点対策事項」等の周知及び現場パトロールの実施等の取り組みについて、御指導いただきますようお願いいたします。

なお、この時期、落雷による労働災害発生も懸念されますので、気象情報等を早期に把握し、入手した気象情報等に基づく避難又は作業中断等の的確な措置を講じることにつきましても、併せて御指導いただきますようお願いいたします。

土砂崩壊等による労働災害防止重点事項

- 1 地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、地山を安全なこう配とし、落下のおそれのある土石を取り除き、又は擁壁、土止め支保工等を設けること。
- 2 その日の作業を開始する前、点検者を指名して、作業箇所及び周辺の地山について、浮石及びき裂の有無及び状態、含水及び湧水の状態の変化等の点検を行わせること。
なお、掘削面の高さが2 m以上となる地山の掘削においては、「地山掘削作業主任者」を選任し、その者に作業の方法の決定、作業の直接指揮等を行わせること。
- 3 地山の掘削作業における掘削面の安全こう配を確保すること。
- 4 大雨等により土砂崩壊等発生のおそれのある場合には、直ちに作業を中止して、労働者を安全な場所に退避させること。
- 5 降雨後の工事の再開に当たっては、作業箇所及び周辺の地山について、き裂の有無及び湧水の状態等について、あらかじめ十分な調査を行い、安全を確保した上で作業を行うこと。
- 6 小規模な掘削作業を伴う上下水道工事においては、労働者が溝内に立ち入る前に適切な土止め支保工を設置する「土止め先行工法」を積極的に導入すること。
- 7 土石流危険河川（県又は市町村が公表している河川等）における工事の施工に当たっては、労働安全衛生規則（第575条の9～第575条の16）（参考1）に定められた措置を講じること。
- 8 「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」（参考2）に基づき対策を講じること。

労働安全衛生規則（第 12 章 土石流による危険の防止）

（調査及び記録）

第 575 条の 9 事業者は、降雨、融雪又は地震に伴い土石流が発生するおそれのある河川（以下『土石流危険河川』という。）において建設工事の作業（臨時の作業を除く。以下同じ。）を行うときは、土石流による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、作業場所から上流の河川及びその周辺の状況を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

（土石流による労働災害の防止に関する規定）

第 575 条の 10 事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行うときは、あらかじめ、土石流による労働災害の防止に関する規程を定めなければならない。

2 前項の規程は、次の事項が示されているものでなければならない。

- (1) 降雨量の把握の方法
- (2) 降雨又は融雪があつた場合及び地震が発生した場合に講ずる措置
- (3) 土石流の発生の前兆となる現象を把握した場合に講ずる措置
- (4) 土石流が発生した場合の警報及び避難の方法
- (5) 避難の訓練の内容及び時期

3 事業者は、第 1 項の規程については、前条の規定による調査により知り得たところに適応するものとしなければならない。

（把握及び記録）

第 575 条の 11 事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行うときは、作業開始時にあつては当該作業開始前 24 時間における降雨量を、作業開始後にあつては一時間ごとの降雨量を、それぞれ雨量計による測定その他の方法により把握し、かつ、記録しておかなければならない。

（降雨時の措置）

第 575 条の 12 事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行う場合において、降雨があつたことにより土石流が発生するおそれのあるときは、監視人の配置等土石流の発生を早期に把握するための措置を講じなければならない。ただし、速やかに作業を中止し、労働者を安全な場所に退避させたときは、この限りでない。

(退避)

第 575 条の 13 事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行う場合において、土石流による労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を安全な場所に退避させなければならない。

(警報用の設備)

第 575 条の 14 事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行うときは、土石流が発生した場合に関係労働者にこれを速やかに知らせるためのサイレン、非常ベル等の警報用の設備を設け、関係労働者に対し、その設置場所を周知させなければならない。

2 事業者は、前項の警報用の設備については、常時、有効に作動するように保持しておかなければならない。

(退避用の設備)

第 575 条の 15 事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行うときは、土石流が発生した場合に労働者を安全に避難させるための登り栈橋、はしご等の避難用の設備を適当な箇所に設け、関係労働者に対し、その設置場所及び使用方法を周知させなければならない。

2 事業者は、前項の避難用の設備については、常時有効に保持しなければならない。

(退避の訓練)

第 575 条の 16 事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行うときは、土石流が発生したときに備えるため、関係労働者に対し、工事開始後遅滞なく 1 回、及びその後 6 月以内ごとに 1 回、避難の訓練を行わなければならない。

2 事業者は、避難の訓練を行つたときは、次の事項を記録し、これを 3 年間保存しなければならない。

- (1) 実施年月日
- (2) 訓練を受けた者の氏名
- (3) 訓練の内容

土石流による労働災害防止のためのガイドライン

第 1 趣旨

平成 8 年 12 月に長野県と新潟県の県境をなす蒲原沢で発生した土石流災害により、23 人が死傷するという重大災害が発生した。労働省では、水災害の重大性にかんがみ設置された「労働省 12.6 蒲原沢土石流災害調査団」による提言を踏まえ、労働安全衛生規則の改正を行ったところである(平成 10 年労働省令第 1 号)。

本ガイドラインは、改正労働安全衛生規則と相まって、土石流による労働災害の防止対策のより一層的確な推進を図るため、改正労働安全衛生規則において規定された事項のほか、事業者が講ずることが望ましい事項及び従来の労働安全衛生関係法令において規定されている事項のうち土石流による労働災害防止のために重要なものを一体的に示すことを目的とするものである。

事業者は、本ガイドラインに記載された事項を的確に実施することに加え、より現場の実態に即した土石流に対する安全対策を講ずるよう努めるものとする。

第 2 適用等

1 用語の定義

本ガイドラインにおける用語の定義は以下のとおりである。

- (1) 土石流
土砂又は巨れきが水を含み、一体となって流下する現象をいう。
- (2) 河川
河道及び河岸をいう。
- (3) 24 時間雨量
ある時点の 24 時間前から当該時点までの降雨量をいう。
- (4) 時間雨量
ある時点の 1 時間前から当該時点までの降雨量をいう。

2 適用

本ガイドラインは、以下のいずれかに該当する河川(以下「土石流危険河川」という。)において、建設工事の作業を行う場合に適用する。ただし、臨時の作業には適用しない。

- (1) 作業場所の上流側(支川を含む。以下同じ。)の流域面積が 0.2km² 以上であって、上流側の 0.2km における平均河床勾配が 3° 以上の河川
- (2) 市町村が「土石流危険溪流」として公表している河川
- (3) 都道府県又は市町村が「崩壊土砂流出危険地区」として公表している地区内の河川

第 3 事業者の実施する事項

1 作業着手前の調査事項

事業者は、次に掲げるところにより、作業に着手する前にあらかじめ調査を実施すること。

- (1) 地形等の調査
事業者は、作業場所から上流の河川(支川を含む。以下同じ)及びその周辺に関して次に掲げる事項を調査すること。

- イ 河川の形状、流域面積及び河床勾配
- ロ 河川の周辺における崩壊地の状況
- ハ 河川の周辺における積雪の状況
- ニ 河川及びその周辺における砂防施設、道路施設等の状況
- ホ 河川の周辺における各地方気象台の定める大雨注意報基準等

(2) 過去の土石流の発生状況

事業者は、必要に応じ、作業場所から上流の河川の周辺における過去の土着流の発生の有無を調査し、土石流の発生が認められた場合には、次に掲げる事項を調査すること。

- イ 土石流の発生原因、流下・堆積状況、推定流下速度等
- ロ 土石流発生推定時点での雨量等の状況

2 土石流による労働災害防止のための規程の策定

事業者は、土石流による労働災害を防止するため、あらかじめ、1 の調査結果を踏まえ、次に掲げる事項についての規程を定めること。

- (1) 降雨量等の把握の方法
- (2) 降雨又は融雪があった場合に講ずる措置
- (3) 地震が発生した場合に講ずる措置
- (4) 土石流の発生の前兆となる現象を把握した場合に講ずる措置
- (5) 土石流が発生した場合の警報及び避難の方法
- (6) 避難の訓練の内容及び時期

3 降雨量等の把握の方法

事業者は、次に掲げる事項について、それぞれその定めるところにより把握すること。

(1) 降雨量

イ 事業者は、降雨量が土石流の早期把握等の措置を講ずるための降雨量基準(以下「警戒降雨量基準」という。)に達していないことを確認するため、作業の開始又は再開の時に 24 時間雨量を、その後 1 時間ごとに時間雨量を雨量計による測定等適切な方法により把握すること。

ロ 事業者は、雨量計を設置して降雨量を把握する場合には、雨量計の選択及びその設置場所の選定を適切に行うこと。

(2) 気温の把握

事業者は、積雪のあるときは、必要に応じ、温度計による測定等適切な方法により気温を把握すること。

4 降雨の場合に講ずる措置

事業者は、降雨に関して次に掲げる事項を実施すること。

(1) 警戒降雨量基準の設定

事業者は、土石流の発生に備えるため、次に掲げるところにより、警戒降雨量基準を定めること。

イ 24 時間雨量に係る警戒降雨量基準を定めること。この場合、同基準は各地方気象台の定める 24 時間雨量に係る大雨注意報基準を上回ってはならないこと。

ロ 必要に応じ、イの 24 時間雨量に係る警戒降雨量基準に加え、その他の降雨量に関する基準等により警戒降雨量基準を定めること。

(2) 警戒降雨量基準に達した場合に講ずる措置

事業者は、降雨量が(1)の警戒降雨量基準に達した場合は、次のイからハのいずれかに掲げる措置を講ずること。

イ 作業中止及び退避

作業を中止し、速やかに労働者を安全な場所に退避させること。

ロ 監視人の配置による土石流発生を検知

(イ) 監視人の配置場所

監視人の配置場所の選定に当たっては、以下の点に留意すること。

a 河川の状況に応じ、支川において発生・流下してくる土石流も監視できること

b 監視人が土石流を発見できる位置から作業場所までの距離を地質・河床勾配等に応じて想定される土石流の流下速度(5~20m/s、以下同じ。)で除して得られる時間内にすべての労働者を避難させることができること

(ロ) 警報用の設備の作動

監視人が土石流を発見したときに直ちに警報用の設備を作動させることのできる措置を講ずること。

(ハ) 監視人の安全確保

監視人の安全を確保するための措置を講ずること。

ハ 土石流検知機器による土石流発生を検知

(イ) 検知機器の選定

検知機器の選定に当たっては、各検知機器の種類ごとの特性、地形条件、管理・操作性等に十分留意すること。また、誤作動に配慮し、警報装置が作動した際に、実際に土石流が発生したかどうかを確認するため、監視カメラの併用等についても検討すること。

(ロ) 検知機器の設置場所

検知機器場所の選定に当たっては、以下の点に留意すること。

a 河川の状況に応じ、支川において発生・流下してくる土石流を監視できること

b 土石流を検知できる位置から作業場所までの距離を地質・河床勾配等に応じて想定される土石流の流下速度で除して得られる時間内にすべての労働者を避難させることができること

(ハ) 警報用の設備の作動

検知機器は、土石流を検知した場合に自動的に警報用の設備を作動させる機能を備えたものとする。

(二) 検知機器の点検

検知機器については、正常に作動することを確認するため、機器ごとの点検仕様等に定めるところにより点検を実施すること。

(3) (2)に掲げる措置の解除の条件

事業者は、降雨量が(1)に定める警戒降雨量基準に達した後において、(2)に掲げる措置を解除する場合にあつては、次のイ及びロのいずれにも該当すること。

イ 降雨量が(1)で定める警戒降雨量基準に達していないこと。

ロ 降雨量が警戒降雨量基準に達してから連続 12 時間以上の降雨の中断があること。

5 融雪又は地震の場合に講ずる措置

事業者は、融雪又は地震の場合に次に掲げる事項を実施すること。

(1) 融雪時に講ずる措置

事業者は、作業場所から上流の河川の周辺に積雪がある場合で、積雪深、気温の変化等により融雪を把握した際には、その把握結果に基づき、降雨に融雪が加わることを考慮して、積雪の比重を積雪深の減少量に乗じて降水量に換算し降雨量に加算する等適切な措置を講ずること。

(2) 地震を把握したときに講ずる措置

事業者は、作業場所において中震以上の地震を把握した際には、いったん作業を中止し、土石流の前兆となる現象の有無を確認する等適切な措置を講ずること。

6 土石流の発生の前兆となる現象を把握した場合に講ずる措置

事業者は、河川の流水の急激な減少、濁りの発生等の土石流の発生の前兆となる現象を把握した際には、いったん作業を中止し、その現象の継続の有無を監視する等適切な措置を講ずること。

7 警報及び避難の方法等

事業者は、警報及び避難に関し、次に掲げる事項を実施すること。

(1) 警報用の設備の設置等

イ 警報用の設備の設置

事業者は、土石流の発生による労働災害の発生の危険があることを把握した際に、これを関係労働者に速やかに知らせるため、サイレン、非常ベル、一斉通報の可能な放送設備、携帯用拡声器、回転灯等の警報用の設備を適切な場所に設置すること。

ロ 関係労働者への周知

事業者は、関係労働者に対して、警報用の設備の設置場所、使用方法及び警報の種類を周知させること。

ハ 警報用の設備の有効性の保持

事業者は、警報用の設備を常時有効に作動するように保持しておくこと。

(2) 避難用の設備の設置等

イ 避難場所の設定

事業者は、土石流発生時における安全な避難場所を定め、関係労働者に周知させること。

ロ 避難用の設備の設置

事業者は、土石流の発生により労働災害の発生の危険があることを実際に把握した際に、労働者を速やかに安全な場所に避難させるために、登り栈橋、はしご等の避難用の設備を設けること。

ハ 関係労働者への周知

事業者は、避難用の設備の設置場所及び使用方法を関係労働者に周知させること。

ニ 避難用の設備の有効性の保持

事業者は、避難用の設備を常時有効に保持すること。

8 土石流による労働災害発生の急迫した危険がある際の退避

事業者は、土石流の発生を把握したとき、土砂崩壊により天然ダムが形成されていることを把握したとき等、土石流による労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を安全な場所に退避させること。

9 避難訓練の内容及び時期

事業者は、避難訓練に関し、以下に掲げる事項を実施すること。

(1) 避難訓練の時期及び内容

事業者は、すべての関係労働者を対象に、次に掲げるところにより避難訓練を実施すること。

イ 事業者は、避難訓練を工事開始後遅滞なく1回、その後6月以内ごとに1回実施すること。避難訓練においては、土石流が発生した際にすべての労働者が安全に避難できることを確認すること。

ロ 事業者は、工事の進捗に伴い避難設備等の変更等を打った場合には必要に応じて避難訓練を実施すること。

(2) 避難訓練の結果の記録及び検討

イ 事業者は、避難訓練を行ったときは、次に掲げる事項を記録し、これを3年間保存すること。

(イ) 実施年月日

(ロ) 訓練を受けた者の氏名

(ハ) 訓練の内容

ロ 事業者は、避難訓練の結果を検討し、土石流が発生した際に労働者を安全に避難させるため必要な改善を行うこと。

10 安全衛生教育

事業者は、次に掲げるところにより安全衛生教育を実施すること。

(1) 施工計画を作成する者に対する教育

事業者は、施工計画を作成する者に対し、あらかじめ、次に掲げる事項について教育を行うこと。

イ 土石流に関する基礎知識

ロ 事前調査結果の評価方法

ハ 土石流による労働災害防止のための具体的手法

ニ 監視人の配置並びに土石流検知機器、警報用の設備及び避難用の設備の種類及び設置場所の選定

ホ 土石流による災害事例

(2) 現場の安全管理を行う責任者に対する教育

事業者は、現場の安全管理を行う責任者に対し、あらかじめ、次に掲げる事項について教育を実施すること。

イ 土石流に関する基礎知識

ロ 警戒降雨量基準の設定及び降雨量等の評価

ハ 土石流による労働災害防止のための具体的措置

ニ 監視人の配置並びに土石流検知機器、警報用の設備及び避難用の設備の種類及び設

置場所の選定

ホ 土石流による災害事例

(3) 現場で作業を行う労働者に対する教育

事業者は、現場で作業を行う労働者に対し、新規入場時及びその他必要な時期に次に掲げる事項について教育を行うこと。

イ 土石流に関する基礎知識

ロ 土石流による労働災害防止のための具体的措置

ハ 警報用の設備及び避難用の設備の設置場所及び使用方法

ニ 土石流による災害事例

第4 元方事業者等の実施する事項

1 元方事業者の講ずる措置

元方事業者は、以下に掲げる事項を実施すること。

(1) 協議会等の設置

元方事業者は、すべての関係請負人が参加する労働災害防止のための協議会等を設置し、次に掲げる事項を協議すること。

イ 降雨量等の把握方法

ロ 警戒降雨量基準の設定及びその基準に達した場合に講ずる措置

ハ 融雪又は地震の場合に講ずる措置

ニ 土石流の前兆となる現象を把握した場合に講ずる措置

ホ 避難及び警報に関する事項

ヘ 避難訓練の内容及び時期

(2) 警報の統一

イ 元方事業者は、土石流が発生したとき又は発生するおそれがあるときに行う警報を統一的に定め、これを関係請負人に周知させること。

ロ 元方事業者及び関係請負人は、土石流が発生したとき又は発生するおそれがあるときには、イで統一的に定められた警報を行うこと。

(3) 避難訓練の統一等

イ 元方事業者は、関係請負人が実施する避難訓練について、その実施時期及び実施方法を統一的に定め、これを関係請負人に周知すること。

ロ 元方事業者及び関係請負人は、イで統一的に定められた実施時期及び実施方法により避難訓練を行うこと。

ハ 元方事業者は、関係請負人が行う避難訓練に対して、必要な指導及び資料の提供等の援助を行うこと。

(4) 関係請負人に対する技術上の指導等

元方事業者は、関係請負人が講ずべき措置が適切に実施されるように、技術上の指導その他必要な措置を講ずること。

2 異なる元方事業者が近接して作業を行う際に講ずる措置

元方事業者は、土石流危険河川において、他の元方事業者と近接して作業を行う場合には、以下に掲げる事項を実施すること。

(1) 複数の元方事業場が同一の土石流により被害の発生するおそれのある場所で同時に

工事を施工している場合には、すべての元方事業者が参加する労働災害防止のための協議会等を設置して統一的な安全管理を行うこと。

この場合、複数の発注機関が近接して工事を発注しているときにあっては、必要に応じ、発注機関間の協議結果を反映した統一的な安全管理を行うこと。

(2) 各元方事業者は協議会で決定された事項を関係請負人に連絡する体制を確立すること。

(3) 協議会等においては、以下の事項を協議すること。

- イ 降雨量等の把握方法
- ロ 警戒降雨量基準の設定及びその基準に達した場合に講ずる措置
- ハ 融雪又は地震の場合に講ずる措置
- ニ 土石流の前兆となる現象を把握した場合に講ずる措置
- ホ 避難及び警報に関する事項
- ヘ 避難訓練の内容及び時期

鹿児島県の発注機関

	機 関 の 名 称	郵便番号	所 在 地
1	鹿児島県 土 木 部 監理課（用地対策室）	890－577	鹿児島市鴨池新町 10－1
2	〃 道路建設課（高速道対策室）	〃	〃
3	〃 道路維持課	〃	〃
4	〃 河 川 課	〃	〃
5	〃 砂 防 課	〃	〃
6	〃 港湾空港課	〃	〃
7	〃 都市計画課	〃	〃
8	〃 建 築 課	〃	〃
9	〃 農 政 部 農地整備課	〃	〃
10	〃 農地建設課	〃	〃
11	〃 環境林務部 環境林務課	〃	〃
12	〃 環境林務部 林業振興課	〃	〃
13	〃 森林整備課	〃	〃
14	〃 商工労働水産部 漁港漁場課	〃	〃

国の発注機関

	機 関 の 名 称	郵便番号	所 在 地
1	国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所	893－1207	肝属郡肝付町新富 1 0 1 3－1
2	〃 川内川河川事務所	895－0075	薩摩川内市東大小路町 2 0－2
3	〃 鹿児島国道事務所	892-0812	鹿児島市浜町 2－5
4	〃 鹿児島営繕事務所	892－0816	鹿児島市山下町 1 3－2 1 鹿児島合同庁舎
5	〃 鹿児島港湾・空港整備事務所	892－0835	鹿児島市城南町 2 3－1
6	〃 志布志港湾事務所	899－7191	志布志市志布志町帖 6 6 1 7－ 1 8 2
7	農林水産省 九州農政局 曾於北部農業水利事業所	899－4101	曾於市財部町南俣 6 6 7
8	〃 肝属中部農業水利事業所	893－0015	鹿屋市新川町 5 9 7
9	〃 徳之島用水農業水利事業所	891－7611	大島郡天城町天城 1 5 1 1－1
10	〃 沖永良部農業水利事業所	891－9214	大島郡知名町知名 8 5

関係労働災害防止団体等

	機 関 の 名 称	郵便番号	所 在 地
1	建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部	890-8512	鹿児島市鴨池新町6-10 鹿児島県建設センター内
2	社団法人鹿児島県建設業協会	890-8512	鹿児島市鴨池新町6-10 鹿児島県建設センター
3	鹿児島県森林土木協会	892-0816	鹿児島市山下町9-15

斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン

第1 趣旨・目的

道路工事、砂防工事等に伴う大規模な地山の掘削作業においては、斜面の安定性の観点から、通常は事前に詳細な地質調査が行われ、当該調査により把握した地質の状況と掘削高さによって事前に掘削勾配が決定される。しかし、各種工事の実施に伴う中小規模の地山の掘削作業では、十分な地質調査が事前になされておらず、施工開始後に設計図書が地質の状況を適切に反映していないことが判明する場合もある。また、掘削中の斜面は、降雨、湧水等により日々変化し、それらの変化が斜面崩壊につながり、労働災害が発生する場合がある。

このような労働災害を防止するため、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第355条では、地山の掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、作業箇所等について調査することが事業者には義務付けられており、また、第358条では、明かり掘削の作業を行う場合には、点検者を指名し、日々の地山の点検を実施すること等が事業者には義務付けられている。そして、斜面崩壊による労働災害の防止を図るためには、点検により地山の状況を的確に把握すること及び工事関係者が点検結果に基づいた斜面崩壊の危険性に関する情報を共有することが必要不可欠である。

このため、本ガイドラインは、主に、事業者（施工者）が発注者から請け負って行う明り掘削のうち斜面掘削を伴う工事（以下「斜面掘削工事」という。）に関して、安衛則第355条の調査及び第358条の点検のより適切な実施方法、施工者が発注者及び設計者と協力して斜面崩壊の危険性に関する情報を共有するために実施することが望ましい方法及びそれらの留意事項を示すこととする。

本ガイドラインにより、工事関係者が斜面崩壊による災害防止のために必要な対策を適切に実施することを促進し、もって斜面崩壊による労働災害の防止に資することとする。

第2 適用対象

本ガイドラインは、次の1の工事に伴う2の作業に適用する。

1 適用する工事

主に中小規模の斜面掘削工事を対象とする。ただし、大規模な掘削工事に本ガイドラインを適用することも差支えない。（土止め先行工法によるものを除く。）

2 適用する作業

（1）設計者の作業

斜面の設計

（2）施工者の作業

手掘り又は機械掘りによる斜面の掘削作業、擁壁工事等に伴う床掘り、型枠の組立・解体、床均し、丁張り、ブロック積み、コンクリート打設の作業等及びその施工管理

第3 用語の定義

本ガイドラインで使用する主な用語の定義は、労働安全衛生関係法令で規定されているもののほか、次によるものとする。

1 斜面等に関する定義

- (1)「斜面」とは、自然又は人工的に形成された傾斜している地山の面をいう。
- (2)「切土部」とは、工事の対象となる斜面のうち、掘削し、地山の土砂を取り去る部分をいう。
- (3)「残斜面」とは、工事の対象となる斜面のうち、掘削せずに傾斜を残しておく部分をいう。
- (4)「斜面崩壊」とは、斜面を形成する地山が安定性を失い崩壊することをいう。
- (5) 中小規模の斜面掘削作業とは、切土部の掘削高さが概ね 1.5 メートル以上 10 メートル以下の斜面の掘削作業をいい、大規模な斜面掘削作業とは、切土部の掘削高さが概ね 10 メートルを超える斜面の掘削の作業をいう。

ただし、土止め先行工法による作業の場合はこの限りではない。

- (6)「ハード対策」とは、斜面崩壊の前兆である斜面の変状の進行を防止するための対策のうち、斜面を補強する等の工事計画の変更を伴うものをいう。

なお、「変状」とは、普通とは異なる状態のことであり、ここでは斜面崩壊の前兆現象として、斜面自体に亀裂、はらみ等が発生している状態をいう。

2 設計業務・工事関係者等に関する定義

- (1)「発注者」とは、仕事を他の者から請け負わずに注文する者をいい、公的機関、民間機関及び個人のいずれも含むものとする。
- (2)「調査者」とは、発注者が調査業務を外注した場合における当該調査業務を行う建設関連業者（測量業者、地質調査業者、建設コンサルタント等）をいう。
- (3)「設計者」とは、発注者が設計業務を外注した場合における当該設計業務を行う建設関連業者（建設コンサルタント等）をいう。
- (4)「施工者」とは、斜面掘削工事を実際に行う者のことといい、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 条。以下「安衛法」という。）第 15 条に規定する元方事業者及び関係請負人がいる場合には双方を含むものとする。

なお、発注者が施工業務を外注せず、当該発注者の施工担当部署が施工する場合には、本ガイドラインにおいては発注者と施工者の両方に該当するものとして取り扱う。

- (5)「点検者」とは、下記 3 の点検表による点検を行う者をいう。安衛則第 358 条に基づいて施工者が選任する点検者に加え、調査者及び設計者が点検を実施す

る場合における当該点検を行う者も含むものである。

- (6)「確認者」とは、点検者が行った点検内容に不備等が無いかを確認し、対応について判断する者をいう。点検者とは異なり、法令上、その選任が義務付けられているものではないが、調査者、設計者又は施工者が選任する確認者のいずれも含むものである。なお、確認者の選任に当たっては、点検者とは異なる者を選任するものとする。
- (7)「安全性検討関係者会議」とは、施工者が、変状の進行を確認した際に、斜面の状況を共有し、ハード対策等の実施の必要性を検討するために施工者が発注者に参加を要請して行う会議をいう。

3 点検表等に関する定義等

- (1)「点検表」とは、掘削する地山の状況を把握するため、設計者又は施工者が、目視等により点検を実施する場合の点検項目を一覧表にしたものをいい、以下の3種類がある。

- ・設計・施工段階別点検表（別紙1）
- ・日常点検表（別紙2）
- ・変状時点検表（別紙3）

3つの点検表の目的、点検時期は以下の①から③までのとおりであり、これらの点検表の使用単位は、地層ごととする。ただし、斜面の幅が長く、1枚の点検表を当該地層に適用することが困難な場合には、幅20メートル単位を目安として点検表を使用するものとする。

なお、日常点検表（②のア、ウ及びエの点検時期に限る。）は、安衛則第358条第1号において施工者に義務付けられている点検に係る事項であり、その他は、点検の実施が望ましいものとして点検表を示すものである。

① 設計・施工段階別点検表

設計及び施工工程の各段階において、地形、地質状況等の斜面崩壊に関する地盤リスクの有無を確認し、安全に作業ができる掘削勾配であるかを確認するために使用するもの。

点検時期は、次のとおりである。

ア 設計時、イ 施工計画時、ウ 丁張設置時、エ 掘削作業前
オ 掘削作業終了時

② 日常点検表

施工段階において、斜面崩壊の前兆である斜面の変状を発見するために使用するもの。

点検時期は、次のとおりである。

ア 毎日の作業開始前、イ 毎日の作業終了時、ウ 大雨時
エ 中震（震度4）以上の地震の後 等

③ 変状時点検表

日常点検表で変状を確認した場合、変状の推移を観察し、斜面崩壊の危険性の有無を確認するために使用するもの。

点検は、変状の状況に応じて、必要な頻度で実施する。

- (2)「異常時対応シート」とは、施工者が、変状時点検表により変状の進行を確認した場合に、発注者に当該斜面の異常、安全措置の状況等を元請事業者、発注者等に報告するため作成するシート（別紙4）をいう。

第4 発注者、設計者及び施工者の協力等の必要性

斜面掘削工事は、多様な工法により実施され、関連作業も数多いことから、斜面掘削工事を安全に実施するためには、事前に斜面を形成する地山の状況を的確に把握し、その結果を設計・施工工程に反映することが必要である。

しかしながら、あらかじめ掘削箇所の全ての地質を把握することは困難であり、実際に掘削して初めて地山の状況が明らかになることも少なからずある。

このため、施工者は、施工途中で新たな地盤リスクが判明した場合には、その情報を速やかに発注者及び、設計者と情報を共有した上で、必要な対策について検討を行い、適切な措置を講じることが重要である。このとき、必要に応じ情報共有の対象に調査者を含めるものとする。

これらについては、安衛法第31条の4により発注者は、「その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない」とされていること及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針において「設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うものとする。さらに、工事内容の変更等が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告）に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとする。」とされていることに留意すること。

設計者、施工者等は、それぞれ、安衛則の規定、当該ガイドライン等に基づき、それぞれが第5及び第6に示す事項を確実に実施するとともに、平素より相互にコミュニケーションを円滑にし、適切に情報共有できるよう特に留意する必要がある。

第5 設計者が設計を実施するに当たっての留意事項等

- (1) 的確な事前調査及び点検の実施

設計者は、工事の対象となる斜面の地山の地質の状況（土・岩質区分）、地盤条件（斜面の安定性）等を適切に把握するため、調査者に実施させることも含

め、必要に応じて文献調査、地表地質踏査、ボーリング等による地質調査等により事前調査を実施すること。

また、点検の実施に当たっては、設計者（点検を調査者に実施させる場合は調査者も含む）は、点検者を選任し、設計・施工段階別点検表により斜面の状態を点検させるとともに、確認者を選任して点検者が行った点検内容に不備等が無いことを確認すること。設計者は、設計・施工段階別点検表を発注者に提出するとともに、必要な対応をとること。

（２）適切な詳細設計の実施

設計者は、事前調査及び点検の結果を踏まえ、工事数量算出要領及び各種設計基準・指針に照らして工法、掘削勾配等の詳細設計を検討すること。詳細設計の検討に当たっては、安衛法第 3 1 条の 4 の規定に留意し、安衛則に規定された勾配での掘削とする等、安衛法又はこれに基づく命令の規定を遵守した設計とすること。

（３）安全性検討関係者会議への参加

施工者から発注者に異常時対応シートが提出され、発注者から安全性検討関係者会議への参加を要請された場合は、同会議に出席すること。

第 6 施工者の実施事項

1 元方事業者が実施すべき事項

（１）統括安全衛生管理体制の確立及び適切な統括安全衛生管理の実施

元方事業者は、現場の規模に応じて統括安全衛生責任者を選任する等により、安衛法に基づく統括安全衛生管理体制を確立するとともに、特に安衛法第 30 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する次の事項に重点を置き、斜面掘削工事現場での統括安全衛生管理を徹底しなければならない。

- ① 協議組織を設置し、その会議を定期的開催して、斜面に関する情報を共有する。
- ② 毎作業日に、関係請負人が行う作業の連絡・調整を随時行う。
- ③ 毎作業日に少なくとも 1 回、作業場所を巡視する。

（２）作業主任者の選任

元方事業者が自ら 2 m 以上の高さの斜面を掘削する作業を行うときには、安衛則第 359 条の規定に基づき、地山の掘削作業主任者を選任し、その者の指揮により、当該作業を行わなければならない。

（３）関係請負人に対する技術上の指導等

元方事業者は、安衛法第 29 条の 2 の規定に基づき、工事を実施する関係請負人がその場所に係る危険を防止するための措置を適正に講ずるとともに、第 30 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、関係請負人が、点検者に対して適切に知識を付与できるよう、技術上の指導、必要な資材、場所等の提供等を実施しなければならない。

(4) 掘削作業を行う箇所の調査

施工者は、安衛則第 355 条の規定に基づき、地山の掘削作業を行う箇所の調査を行わなければならない。

なお、発注者、調査者又は設計者が同条に規定する「適当な方法」によって行った調査結果を調べることも同条に規定する「適当な方法」による調査に含まれることとされている。

(5) 点検の実施

元方事業者が自ら掘削の作業を行う場合には、安衛則第 358 条の規定に基づき、点検者を指名して、作業を開始する前、大雨の後及び中震以上の地震の後に斜面の状況を点検させなければならない。点検に当たっては、日常点検表を使用すること。

(6) 点検結果を踏まえた危険防止のための措置の実施

元方事業者は、点検者による点検結果を踏まえ、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのある場合は、安衛則第 361 条の規定に基づき、当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

2 元方事業者が実施することが望ましい事項

(1) 適切な施工計画書の作成

元方事業者は、発注者から示された仕様書、発注者から得られた斜面の地盤条件の情報等や設計者による設計・施工段階別点検表等の点検結果、自ら実施した現地踏査時の点検結果、必要に応じて自ら実施する地質調査、過去に周辺で行われた類似工事の施工情報及び施工の安全性を十分考慮し、安衛法第 28 条の 2 の規定に基づくリスクアセスメントを実施した上で、(2) から (5) の事項を含んだ施工計画書を作成し、発注者に提出すること。

(2) 適切な施工費等の計上

当該変更工事の一部を関係請負人に請け負わせるに当たっては、安全対策に要する経費を含む適切な経費を計上すること。

(3) 斜面の点検及び確認の適切な実施、点検結果に基づく措置等

元方事業者は、点検者を選任し、第 3 の 3 の (1) の①のイからオの各段階においては設計・施工段階別点検表により、②のアからエの時期においては日常点検表により、日常点検表で変状を確認した場合は変状時点検表により、斜面の状態を点検させるとともに、確認者を選任して点検者が行った点検内容に不備等がないかを確認し、斜面の状況に応じて適切な措置（関係請負人に対する必要な指示を含む。）を講ずること。

点検者の選任に当たっては、各種点検が適切に実施されるよう、必要な知識を有する適切な点検者を選任すること。今後、点検者に選任する可能性のある自らの労働者に対しては、あらかじめ必要な知識を付与した上で、十分に点検の補助等の実務経験を積ませるよう留意すること。

また、確認者については、統括安全衛生責任者又はこれに準ずる者を確認者に選任すること。

(4) 異常時対応シートの作成及び発注者への報告

変状時点検で変状の進行を確認した場合、異常時対応シートを作成し、当該斜面の異常、安全措置の状況等を発注者に報告すること。

(5) 安全性検討関係者会議の開催及びその結果を受けた工事の変更

元方事業者は、異常時対応シートを作成し、発注者に報告した場合、安全性検討関係者会議を開催し、発注者に参加を要請して、異常時対応シート記載事項により報告した斜面の状況に対応するためのハード対策等の労働災害防止のための措置を検討すること。労働災害防止のための措置が決定された場合には、施工計画書を変更し、当該変更された施工計画書に基づき工事を実施すること。

3 関係請負人が実施すべき事項

(1) 安全衛生管理体制の確立

元方事業者の構築する上記 1 (1) の統括安全衛生管理体制に対応し、安全衛生責任者等を選任するとともに、安衛法第 32 条第 1 項の規定に基づき、上記 1 (1) ①から③までの措置に応じて、統括安全衛生責任者と必要な連絡調整を行い、特に斜面に関する情報を適切に把握する等、必要な措置を講じなければならない。

(2) 掘削作業を行う箇所の調査

施工者は、安衛則第 355 条の規定に基づき、地山の掘削作業を行う箇所の調査を行わなければならない。

なお、発注者、調査者又は設計者が同条に規定する「適当な方法」によって行った調査結果を調べることも同条に規定する「適当な方法」による調査に含まれることとされている。

(3) 作業主任者の選任

2 m以上の高さの斜面を掘削する作業を行うときには、安衛則第 359 条の規定に基づき、地山の掘削作業主任者を選任し、その者の指揮により、当該作業を行わなければならない。

(4) 斜面の点検、確認のための報告、点検結果に基づく措置の実施等

関係請負人は、安衛則第 358 条の規定により、点検者を指名して、作業を開始する前、大雨の後及び中心以上の地震の後には斜面の状況を点検させなければならない。点検に当たっては、日常点検表を使用すること。

4 関係請負人が実施することが望ましい事項

関係請負人は、2 の (1) から (5) の事項を、元方事業者とも連携して実施すること。

5 元方事業者及び関係請負人が実施すべき事項

(1) 安全衛生教育の確実な実施

元方事業者及び関係請負人は、発注者や関係団体の協力を得て、作業に従事する労働者に対して計画的な安全衛生教育を実施する。また、新規入場者に対する教育を確実に実施しなければならない。

(2) 緊急時の退避

元方事業者及び関係請負人は、変状が極めて早く進行し、斜面崩壊による労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を安全な場所に退避させなければならない。

6 元方事業者及び関係請負人が実施することが望ましい事項

(1) リスクアセスメントの実施

元方事業者及び関係請負人は、リスクアセスメントを実施した上で、元方事業者の作成する施工計画書及び元方事業者が作成する作業箇所の状況に応じた作業計画を作成し、その作業計画に基づき作業を行うこと。なお、関係請負人が作業計画を作成するに当たって活用できるよう、元方事業者は自ら行ったリスクアセスメントの結果や、必要に応じて発注者の実施した事前調査及び点検の結果、施工計画書において安全確保上留意した事項に関する情報等を提供すること。

(2) 避難訓練の実施

元方事業者及び関係請負人は、斜面崩壊による労働災害を防止するため、工事の各作業（上記第2の2の（2）の各作業をいう。）を行うに当たり、関係請負人を含めた避難訓練を1回以上実施すること。避難訓練においては、斜面崩壊が発生した際にすべての労働者が安全に避難できることを確認するとともに、避難訓練の結果を検討し、必要に応じて避難の方法を改善すること。

職場の熱中症を防ごう！

熱中症とは、高温多湿な環境下において体内の水分等のバランスが崩れるなどにより発症する障害で、めまいや失神等の症状があらわれ、重症となると死に至る場合もあります。

鹿児島県内では、仕事中に熱中症となり仕事を4日以上休んだりあるいは亡くなったりした労働者数はこの10年間で85名に上ります。昨年は、1年間では最も多い17名の労働者が熱中症になりました。

鹿児島労働局では、平成29年5月～9月を「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」として、WBGT（暑さ指数）に基づく高温多湿場所の職場環境の改善や水分・塩分の摂取等熱中症予防対策の周知啓発・指導を実施します。

(労働基準部健康安全課)

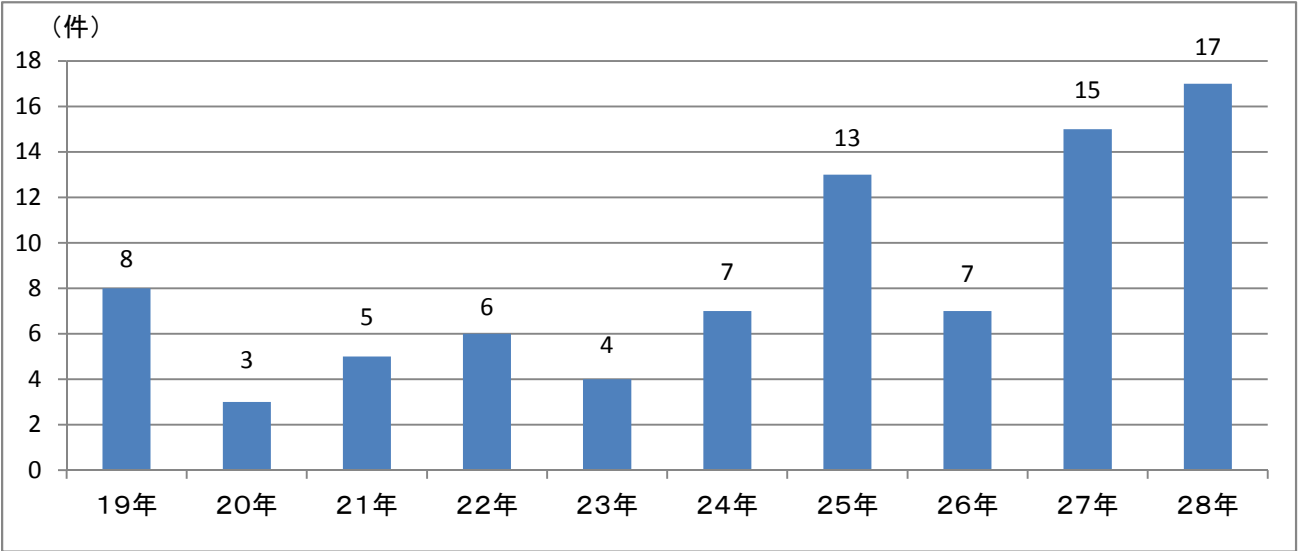
資料 熱中症発生状況（平成19年～平成28年）

STOP！熱中症クールワークキャンペーン（リーフレット）

熱中症発生状況(平成19年～28年)

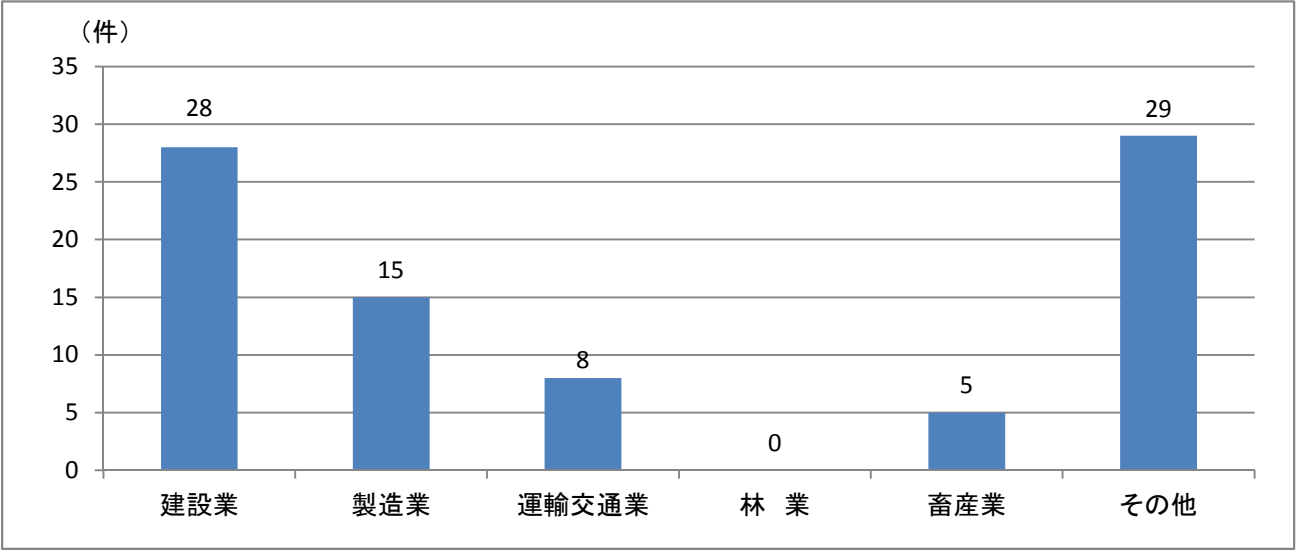
1 年別発生状況

鹿児島労働局



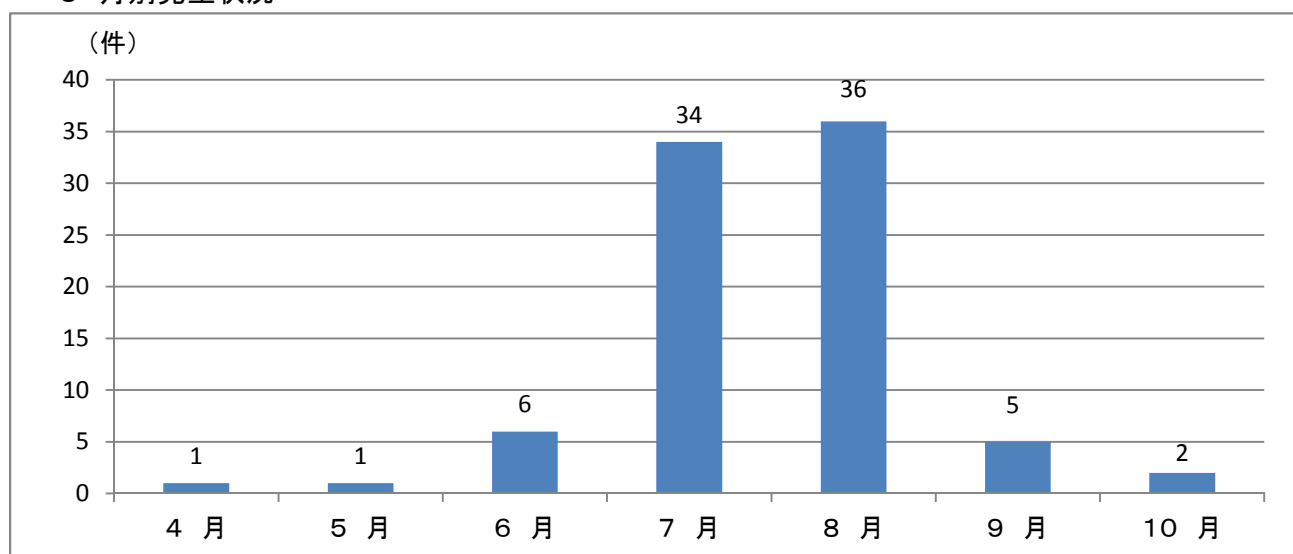
	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	合計
件数	8	3	5	6	4	7	13	7	15	17	85
被災者数	死亡	1		1		1		1	1		5
	休業	7	3	5	5	4	6	13	6	14	80
	合計	8	3	5	6	4	7	13	7	15	85

2 業種別発生状況



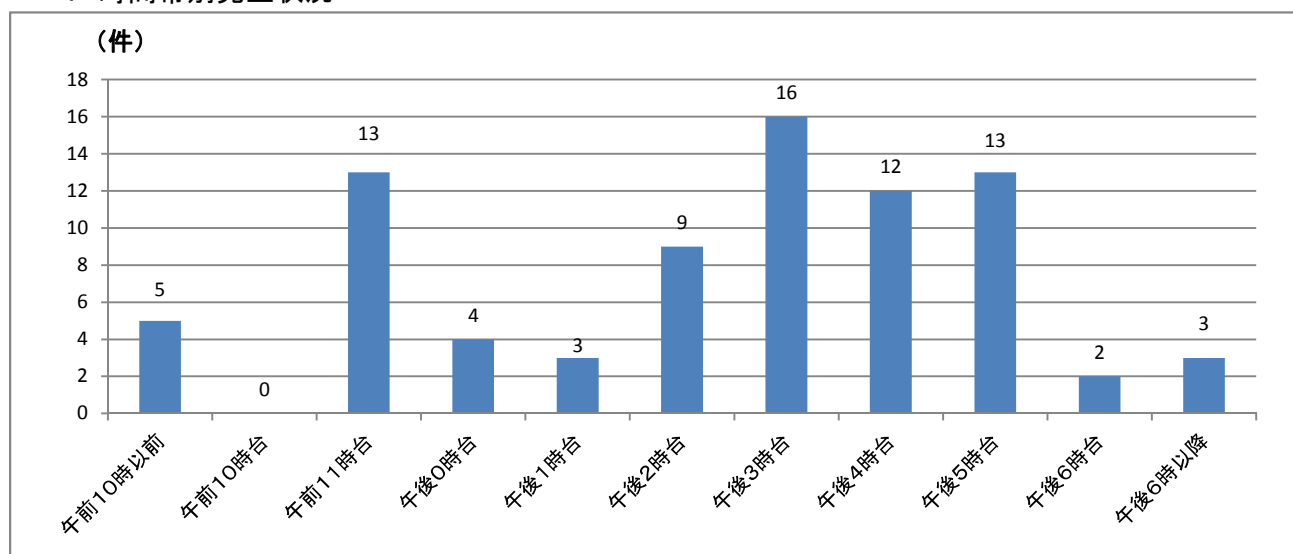
	建設業	製造業	運輸交通業	林業	畜産業	その他	合計
件数	28	15	8	0	5	29	85
被災者数	死亡	2	2			1	5
	休業	26	13	8	5	28	80
	合計	28	15	8	0	5	85

3 月別発生状況



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
件数	1	1	6	34	36	5	2	85
被災者数	死亡			4	1			5
	休業	1	1	30	35	5	2	80
	合計	1	1	34	36	5	2	85

4 時間帯別発生状況



	午前10時以前	午前10時台	午前11時台	午後0時台	午後1時台	午後2時台	午後3時台	午後4時台	午後5時台	午後6時以降	合計
件数	5	0	13	4	3	9	16	12	13	10	85
被災者数	死亡					2	1			2	5
	休業	5	13	4	3	9	16	12	13	5	80
	合計	5	13	4	3	11	17	12	13	7	85

※ 午前10時以前は午前0時台から午前9時台まで、午後6時以降は午後6時台から午後11時台までを指す。

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

— 職場における熱中症死亡ゼロを目指して —

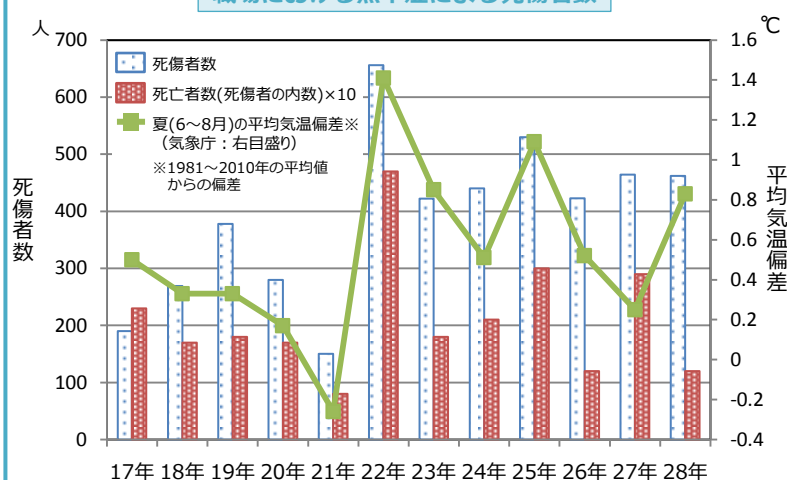
厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、職場における熱中症の予防のために「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、重点的な取組を進めています。各事業場においては、事業者、労働者が協力して、熱中症防止に取組みましょう！

職場における熱中症について

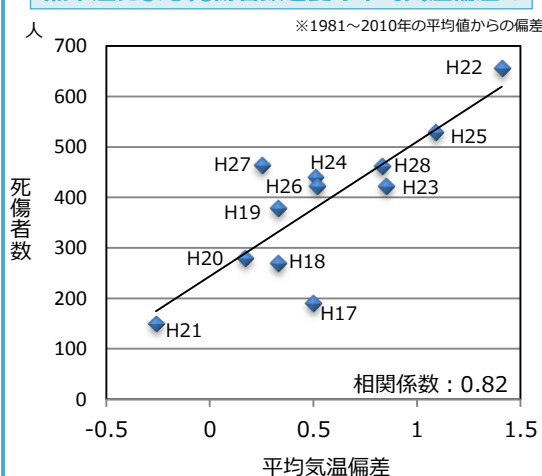
⇒ 詳細は、P 7・8 参照

- ・職場における熱中症による死傷者数（休業4日以上）は、平成22年以降**毎年400人を超えて**います。
- ・気象庁が発表している夏の平均気温偏差との関係を見ると、平均気温偏差の大きかった年（例年よりも**暑かった年**）には、**熱中症が多く発生**しています。

職場における熱中症による死傷者数



熱中症による死傷者数と夏の平均気温偏差※



暑さに対応するための**対策が不十分**であることをあらわしています。

**暑さ対策を徹底
しましょう！**

- ◆ 暑さ指数の測定
- ◆ 管理体制の確立
- ◆ 作業環境管理
- ◆ 作業管理
- ◆ 健康管理
- ◆ 安全衛生教育

キャンペーンの概要

⇒ 各期間の取組内容は、P 2～6 参照

- 実施期間：平成29年5月1日から9月30日まで（準備期間 4月、重点取組期間 7月）



- 主唱：厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会
- 協賛：公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会
- 後援：農林水産省、国土交通省



熱中症予防のために次の取組を実施しましょう！

準備期間（4月）中に実施すべき事項

熱中症予防のためには、暑くなる前から対策を検討しておくことが必要です。安全衛生委員会などで必要な対策を検討しておきましょう。

① WBGT値（暑さ指数）の把握の準備

JIS規格に適合したWBGT測定器を準備しましょう。

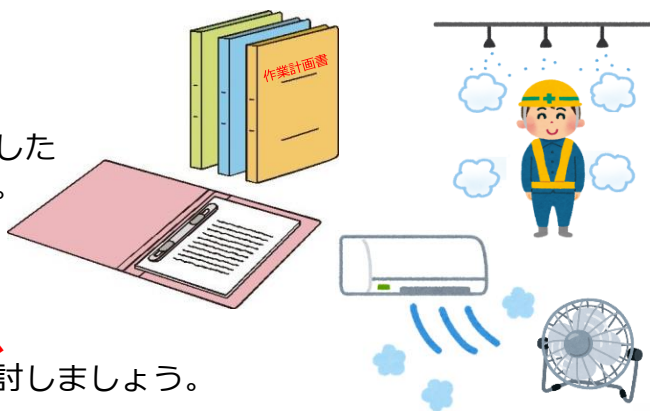
暑さ指数の把握は、熱中症対策の第一歩です。

WBGT値を安価で精度よく測定するため、平成29年3月に**JIS B 7922**が定められました。



② 作業計画の策定等

WBGT値など、状況に応じた**作業の中止**、**休憩時間の確保**など夏期の暑熱環境下に対応した作業計画をあらかじめ策定しておきましょう。



③ 設備対策の検討

簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討しましょう。

④ 服装等の検討

透湿性及び通気性の良い作業着、帽子、ヘルメット等を準備しましょう。冷却機能のある作業着（クールベスト等）の導入も検討しましょう。



⑤ 休憩場所の確保の検討

冷房を備えた休憩場所又は日陰等の**涼しい休憩場所の確保**を検討しましょう。



⑥ 教育研修の実施

各級管理者、労働者を対象として、**熱中症予防のための教育**を行いましょ



⑦ 熱中症予防管理者の選任等

熱中症の予防を管理する**責任者を選任**するとともに、管理体制を整えましょ



① WBGT値（暑さ指数）の把握

あらかじめ準備した、JISに準拠したWBGT値（暑さ指数）測定器を使用し、WBGT値（暑さ指数）を随時把握しましょう。なお、**作業場所が近い場合でも**、太陽照射の有無などによる輻射熱の影響で**WBGT値（暑さ指数）が大きく異なることがある**ことに留意が必要です。

② WBGT値（暑さ指数）の評価

職場における熱中症予防の目安として、作業内容ごとに熱中症になる恐れのあるWBGT基準値がまとめられています（下表）。「身体作業強度（代謝率レベル）」が高い作業ほど、WBGT値（暑さ指数）を下げて行う必要がありますので、WBGT値が下表の基準値を超え、または超えるおそれのある場合には、**WBGT値（暑さ指数）の低減、休憩時間の確保**などの対策を徹底しましょう。

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT基準値			
		熱に順化している人（℃）		熱に順化していない人（℃）	
0 安静	◆ 安静	33		32	
1 低代謝率	◆ 楽な座位 ◆ 軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記） ◆ 手及び腕の作業（小さいベンチツール、点検、組立てや軽い材料の区分け） ◆ 腕と脚の作業（普通の状態での乗り物の運転、足のスイッチやペダルの操作） ◆ 立位 ◆ ドリル（小さい部分） ◆ フライス盤（小さい部分） ◆ コイル巻き ◆ 小さい電気子巻き ◆ 小さい力の道具の機械 ◆ ちょっとした歩き（速さ3.5km/h）	30		29	
2 中程度代謝率	◆ 継続した頭と腕の作業（くぎ打ち、盛土） ◆ 腕と脚の作業（トラックのオフロード操縦、トラクター及び建設車両） ◆ 腕と胴体の作業（空気ハンマーの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、草堀り、果物や野菜を摘む） ◆ 軽量の荷車や手押し車を押したり引いたりする ◆ 3.5～5.5km/hの速さで歩く ◆ 鍛造	28		26	
3 高代謝率	◆ 強度の腕と胴体の作業 ◆ 重い材料を運ぶ ◆ シャベルを使う ◆ 大ハンマー作業；のこぎりをひく ◆ 硬い木にかんなをかけたりのみで彫る ◆ 草刈り ◆ 掘る；5.5～7km/hの速さで歩く ◆ 重い荷物の荷車や手押し車を押したり引いたりする ◆ 鋳物を削る ◆ コンクリートブロックを積む	気流を感じないとき	気流を感じるとき	気流を感じないとき	気流を感じるとき
		25	26	22	23
4 極高代謝率	◆ 最大速度の速さでとても激しい活動 ◆ おのを振るう ◆ 激しくシャベルを使ったり掘ったりする ◆ 階段を登る、走る、7km/hより速く歩く	23	25	18	20

WBGT値の評価結果に基づき、労働衛生の3管理を進めましょう。

① 作業環境管理

➤ WBGT値（暑さ指数）の低減等

準備期間中に検討した対策を実施しましょう。

➤ 休憩場所の整備等

休憩場所には、**氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー**等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設けましょう。また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行えることができるよう**飲料水、スポーツドリンク等の備付け**等を行いましょう。



② 作業管理

➤ 作業時間の短縮等

WBGT基準値を大幅に超える場合は、**原則として作業を中止**しましょう。WBGT基準値を大幅に超える場所でやむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行いましょう。

- ① 単独作業を控え、**休憩時間を長めに設定**する。
- ② 作業中は心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。

➤ 熱への順化

7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くしましょう。
夏季休暇などの後も同様に順化期間が必要です。



➤ 水分及び塩分の摂取 定期的に水分、塩分を取りましょう。

➤ 服装等

準備期間中に検討した服装を着用しましょう。なお、次の衣類を着用している場合はWBGT基準値に下の補正值を加える必要があります。

衣類の種類	WBGT値に加えるべき補正值	衣類の種類	WBGT値に加えるべき補正值
作業服（長そでシャツ・ズボン）	0	SMSポリプロピレン製つなぎ服	0.5
布（織物）製つなぎ服	0	ポリオレフィン布製つなぎ服	1
二層の布（織物）製服	3	限定用途の蒸気不浸透性つなぎ服	11

③ 健康管理

➤ 健康診断結果に基づく対応等

①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全等の**持病がある労働者は、医師の意見を聞いて配慮**をしましょう。

➤ 日常の健康管理等

前日の飲みすぎなどないようにしましょう。**当日の朝食**はしっかり取りましょう。

➤ 労働者の健康状態の確認

管理者は**作業開始前や作業中の巡視**で労働者の健康状態を把握しましょう。
複数作業では労働者同士が**お互いの様子に注意**しましょう。



① 労働衛生教育

次の教育を行いましょう。

熱中症とは？

【管理者向け研修】

熱中症の症状	・熱中症の概要 ・職場における熱中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・熱中症が発生する仕組みと症状	30分
熱中症の予防方法	・WBGT値（意味、基準値に基づく評価） ・作業環境管理（WBGT値の低減、休憩場所の整備等） ・作業管理（作業時間の短縮、熱への順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等） ・健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体状況の確認等） ・労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法） ・熱中症予防対策事例	150分
緊急時の救急処置	・緊急連絡網の作成及び周知 ・緊急時の救急措置	15分
熱中症の事例	・熱中症の災害事例	15分

【雇入れ時、新規入場時の労働者向け研修】

熱中症の症状	・熱中症の概要 ・職場における熱中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・熱中症が発生する仕組みと症状
熱中症の予防方法	・WBGT値の意味 ・現場での熱中症予防活動（熱への順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等）
緊急時の救急処置	・緊急時の救急措置
熱中症の事例	・熱中症の災害事例

※下線部については日頃から繰り返し教育を行いましょう

② 異常時の措置

少しでも本人や周りが**異変を感じたら**、体温を測定し、必要に応じて、水分摂取や濡れタオルの使用等により**体温を下げるようにし**、平熱近くまで下がったことが確認できるまでは、**一人にしていけません**。症状に応じ、**躊躇せず救急隊を要請する、病院に搬送するなどの措置をとってください**。**急に容体が悪化し死亡する事例が発生しています**。



③ 熱中症予防管理者の業務等

熱中症予防のための管理体制を確立し、管理者は次の業務を行いましょう。

- ・WBGT値（暑さ指数）の**低減対策の実施状況の確認**
- ・各労働者の**熱への順化の状況の確認**
- ・朝礼時等作業開始前における**労働者の体調の確認**
- ・WBGT値（暑さ指数）の随時**測定**とその結果に応じた**作業の中止又は中断の指示**
- ・職場巡視による労働者の**水分及び塩分の摂取状況の確認**



重点取組期間（7月）中に実施すべき事項

重点取組期間（7月）においては、特に次の事項を徹底しましょう。

① 作業環境管理

WBGT値（暑さ指数）の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。

② 作業管理

●7月には梅雨明けを迎える地域が多く、**急激なWBGT値（暑さ指数）の上昇**が想定されます。その場合、労働者は熱に慣れていませんので、WBGT値（暑さ指数）に応じ、**作業の中断、短縮、休憩時間の確保**を徹底しましょう。

●**水分及び塩分を積極的に取りましょう。**

熱中症予防管理者はその確認を徹底しましょう。



③ 健康管理

睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎがないか、**当日は朝食をきちんと取ったか**、作業開始前の確認を徹底しましょう。
また、熱中症予防管理者は、巡視の頻度を増やしましょう。



④ 労働衛生教育

期間中は**熱中症のリスクが高まっている**ことを含め、**重点的な教育**を行いましょう。

⑤ 異常時の措置

異常を認めたときは、躊躇することなく**救急隊を要請**してください。



熱中症の症状と分類		
分類	症状	重症度
I 度	めまい・失神 （「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、“熱失神”と呼ぶこともある。） 筋肉痛・筋肉の硬直 （筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴う。発汗に伴う塩分（ナトリウム等）の欠乏により生じる。これを“熱痙攣”と呼ぶこともある。） 大量の発汗	小
II 度	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 （体がぐったりする、力が入らないなどがあり、従来から“熱疲労”といわれていた状態。）	
III 度	意識障害・痙攣・手足の運動障害 （呼びかけや刺激への反応がおかしい、体がガクガクと引きつげがある、真直ぐに走れない・歩けないなど。） 高体温 （体に触ると熱いという感触がある。従来から“熱射病”や“重度の日射病”と言われていたもの。）	大

職場における熱中症の最近の発生状況

過去5年間の職場における熱中症の発生状況は次のとおりとなっています。

 疾病者数（左目盛り 単位：人）
 ※平成28年は速報値

 死亡者数（右目盛り 単位：人）
 ※平成28年は速報値

業種別

建設業が最も多く、次いで製造業で多く発生しており、これらで全体の半数を占めています。

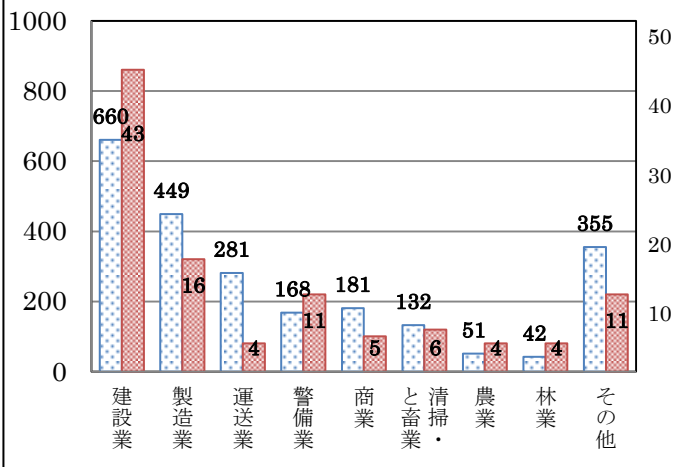
月別

月別では、**7月、8月が多く発生**しています。熱に慣れるまでは、**こまめな休憩**が必要です。

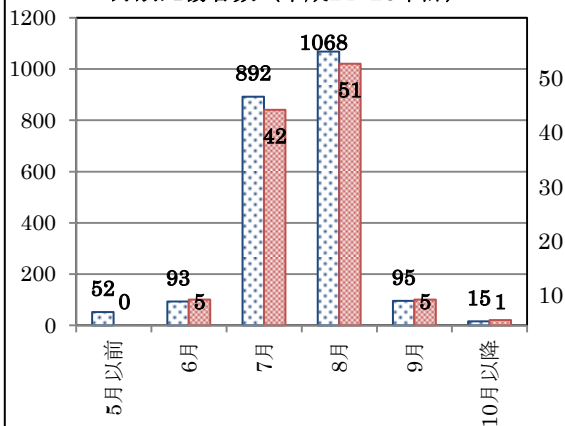
時間帯別

時間帯別では、**14時から16時台に多く発生**しています。また、日中の作業終了後に**帰宅してから体調が悪化するケース**も散見されます。異常を感じたらすぐに**病院へ連れていく**か、**救急隊を要請**しましょう。

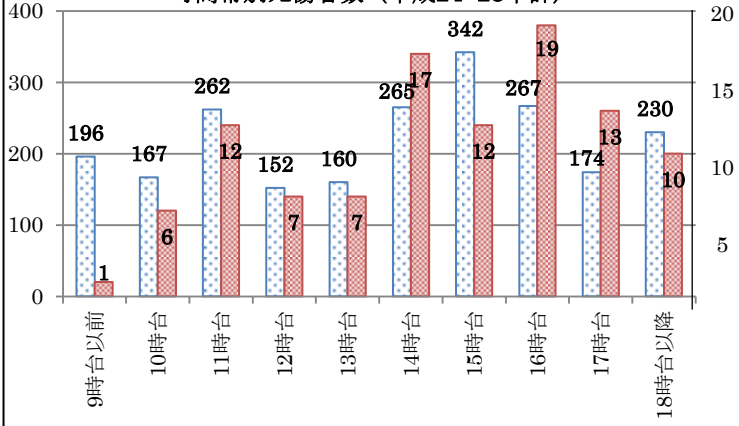
業種別死傷者数（平成24～28年計）



月別死傷者数（平成24～28年計）



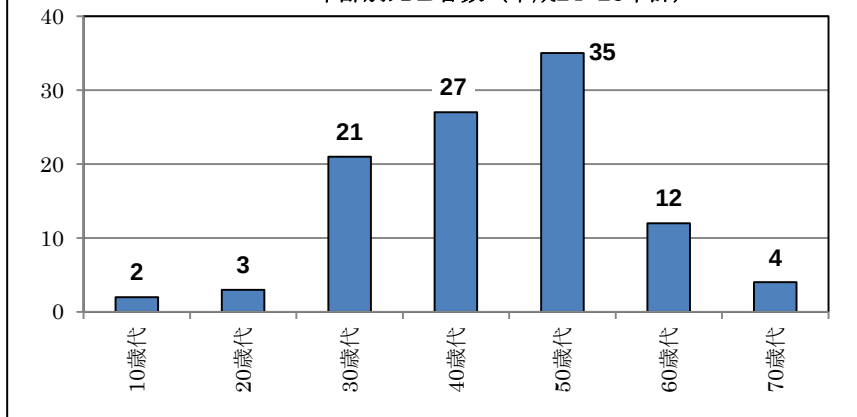
時間帯別死傷者数（平成24～28年計）



年齢別死亡者数

職場における熱中症は、年齢を問わず発生しています。**若くてもきちんとした対策が必要**です。

年齢別死亡者数（平成24～28年計）



職場における熱中症の最近の死亡事例

発生月	業種	年齢	発生状況
6	林業	60歳代	被災者は、広葉樹の伐採現場において、他の労働者とともに午前10時から立木の伐倒及び造材作業を行っていた。午後3時頃、同僚が伐倒作業を行っていた被災者に作業終了を告げ、先に集合場所へ戻ったが、なかなか被災者が集合場所に戻らないため、再度、呼びに行ったところ、斜面に倒れている被災者を発見した。医療機関に救急搬送したが、4日後に死亡した。被災者は当該事業場の労働者として作業に従事した初日であった。環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は、30.3℃であった。また、被災者に対する健康診断が実施されていなかった。
6	廃棄物処理業	50歳代	午後から敷地内の草刈り作業を行うこととなり、被災者は午後1時から午後2時30分まで草刈機で草刈り作業を行い、1時間の休憩後、同僚と共に敷地内の雑木の切り枝の回収業務等を行い、午後4時に作業を終えた。作業終了後、ベンチで休憩を取っていたところ、午後4時30分頃嘔吐し、発汗が多かったことから熱中症の疑いで救急搬送された。搬送後意識を失い、翌々日死亡した。環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は、28.4℃であった。被災者は熱中症発症に影響を与えるおそれのある疾患を有していた。
7	警備業	40歳代	被災者はガス管入れ替え工事現場で、9時から17時まで交通整理の業務を行い、同僚と車で会社に戻った後、17時20分頃、自転車で帰宅した。18時30分頃、居住アパートの敷地内で被災者が倒れているところを通行人に発見され、病院に搬送されたが、死亡した。環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31℃であった。水分や塩分の摂取は労働者任せであった。
7	食料品製造業	50歳代	被災者は7時50分頃から工場内で製品の副産物をフレコンバッグに充填する充填機の操作を行っていた。14時20分頃、上司がしゃがんでいる被災者を発見したが、めまいがする程度で大丈夫と言っていたため、エアコンがある攪拌操作室へ移動させた。被災者は自ら靴や保護帽を脱ぎ、水筒の蓋を開けて飲んだが、14時30分頃、突然、被災者が床に崩れるように倒れ、救急車で病院に搬送されたが、6日後に死亡した。環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.5℃であった。水分や塩分の摂取は労働者任せであった。被災者に対して健康診断結果に基づく対応が不十分であった。
8	商業	20歳代	事業場にて商談、展示車両の洗車業務等に従事していた労働者が、17時30分頃、事業場内の清掃作業中に頭痛を訴えた。2階の休憩室で休養し、19時過ぎに帰宅した。翌8日の朝、起床してこないことから、家族が様子を見にいったところ、呼吸停止の状態で見えられた。環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は32.0℃であった。
9	建築工事業	30歳代	屋根の防水工事において、被災者は午前8時から当該工事の補助作業に従事していたが、17時頃作業終了後、同僚と現場近くの宿舎に徒歩で戻り、17時50分頃、宿舎エレベーターを降りたところで意識を失い倒れた。直ちに病院に搬送されたが、翌日死亡した。環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は30.7℃であった。被災者に対して熱への順化期間は設けられていなかった。被災者に対する健康診断が実施されていなかった。被災者は熱中症発症に影響を与えるおそれのある疾患を有していた。

労働保険の年度更新（申告・納付）は 6月1日から7月10日までです

鹿児島労働局では、労働保険徴収室・労働基準監督署をはじめ県内28の会場で、労働保険料の概算・確定申告の受付を行います。郵送やインターネットによる受付もできますので、ぜひご利用ください。

事業主の皆様には、法定期限の7月10日（月）までに労働保険料の申告・納付をしていただきますようお願いいたします。

平成23年度から、受付・審査事務の一部を民間業者に外部委託したことから、受託業者から申告内容について事業主に照会することがあります。

また、石綿健康被害救済のための一般拠出金についても、労働保険料と併せて申告・納付していただくことになります。

※ 労働保険料は、

○労働者の業務上または通勤途中の負傷や疾病、死亡等に対して行う保険給付（労災保険）

○労働者が失業したときや就職促進のための給付、事業主に対して行う各種助成等（雇用保険）

といったセーフティネットの基になるものです。

（総務部労働保険徴収室）

平成 2 9 年度 労働保険年度更新申告書集合受付日程表

地区	月 日	時 間	申 告 書 受 付 会 場	所在地・電話番号
鹿児島 日 置	6月22日(木)	10:00～16:00	かごしま県民交流センター (東棟 3 階大研修室 1)	鹿児島市山下町14-50 099-221-6600
	6月23日(金)			
	6月28日(水)	10:00～16:00	鹿児島総合卸商業団地協同組合 オロシティーホール (大会議室)	鹿児島市卸本町6-12 099-260-2111
	7月 3日(月)	10:30～15:00	シーサイドガーデンさのさ (みさきの間)	いちき串木野市長崎町101 0996-32-4177
南 薩	6月16日(金)	10:00～15:00	南さつま市民会館 (第 2 会議室)	南さつま市加世田川畑2627-1 0993-53-2331
	7月 5日(水)	10:30～15:00	指宿市民会館 (大会議室)	指宿市東方12000 0993-22-4105
北 薩	6月19日(月)	10:30～15:00	ホテルキング (2 階バンケットホール)	出水市向江町5-18 0996-62-1511
	6月27日(火)	10:00～15:00	宮之城ひまわり館 (いきいき学習室)	薩摩郡さつま町宮之城屋地2117-1 0996-52-1123
	7月 4日(火)	10:00～15:00	薩摩川内市国際交流センター (2 階会議室 A・B)	薩摩川内市天辰町2211-1 0996-22-7741
	7月 5日(水)			
始 良 伊 佐	6月14日(水)	10:30～15:00	伊佐市文化会館 (小ホール)	伊佐市大口鳥巣305 0995-22-6320
	6月23日(金)	10:00～15:00	栗野建設会館 (2 階会議室)	始良郡湧水町米永476 0995-74-2221
	6月26日(月)	10:00～15:00	国分シビックセンター (多目的ホール)	霧島市国分中央3-45-1 0995-45-5111
	6月28日(水)	10:00～15:00	始良市文化会館 (加音ホール会議室)	始良市加治木町木田5348-185 0995-62-6200
大 隅	6月12日(月)	10:30～15:00	曾於市商工会大隅支所 (2 階大会議室)	曾於市大隅町岩川6491-2 099-482-1432
	6月20日(火)	10:00～15:00	鹿屋合同庁舎 (4 階共用会議室)	鹿屋市西原4-5-1 0994-43-3385
	6月21日(水)			
	6月29日(木)	10:30～15:00	有明地区公民館(農村環境改善センター大会議室)	志布志市有明町野井倉1756 099-474-1111
熊 毛	6月13日(火)	10:30～16:00	種子島合同庁舎 (国) (第 2 会議室)	西之表市西之表16314-6 0997-22-1318
	6月14日(水)	9:30～12:00	中種子町立中央公民館 (小会議室)	熊毛郡中種子町野間5186-2 0997-27-1111
	6月20日(火)	13:30～16:00	屋久島離島開発総合センター (第 1 会議室)	熊毛郡屋久島町宮之浦1593 0997-42-0100
	6月21日(水)	10:00～12:00	屋久島町総合センター (安房) (大会議室)	熊毛郡屋久島町安房187-1 0997-43-5900
大 島	6月 7日(水)	13:30～16:00	天城町防災センター(2 階小会議室フリースペース)	大島郡天城町天城427 0997-85-2199
	6月 8日(木)	9:30～16:00	徳之島合同庁舎 (国) (2 階会議室)	大島郡徳之島町亀津553-1 0997-82-1438
	6月 9日(金)	9:30～12:00	徳之島交流ひろば ほーらい館 (会議室 A)	大島郡伊仙町伊仙2575-2 0997-86-3319
	6月14日(水)	13:00～16:00	せとうち物産館 (2 階会議室)	大島郡瀬戸内町古仁屋船津38 0997-72-4595
	6月15日(木)	9:00～16:00	奄美文化センター (2 階第 2 会議室)	奄美市名瀬長浜町517 0997-54-1211
	6月16日(金)	9:00～12:00		
	6月21日(水)	15:00～17:00	知名町中央公民館 (2 階会議室)	大島郡知名町知名411 0997-93-2041
	6月22日(木)	9:00～12:00	和泊町商工会 (会議室)	大島郡和泊町和泊1225 0997-92-0148
	6月27日(火)	15:00～17:00	与論町中央公民館 (第 3 研修室)	大島郡与論町茶花1015 0997-97-2079
	7月 6日(木)	9:00～12:00	喜界町中央公民館 (団体室)	大島郡喜界町赤連18-2 0997-65-0229